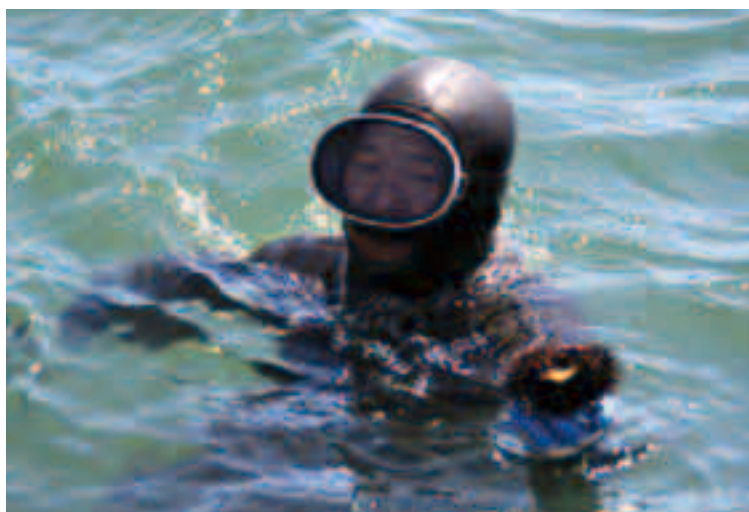


復興を誓って、前へ。
がんばろう 七ヶ浜!!



しちがはま



主な内容

特集

復興を誓って、前へ	2
本町における震災復興への取り組み	3
町内の話題 ズームアップ	14
小学校から元気を発信 町内3小学校で運動会 ほか	

シリーズ

3月11日 午後2時46分 その時私は	16
災害復興情報	20
七ヶ浜町からのお知らせ	
震災関係情報	
都市基盤情報 など	
皆さま方のご支援 心より感謝申し上げます	36

浜に活気再び 潜り漁がスタート

6月12日から、ウニやアワビを潜って捕獲する潜水漁業（通称「潜り漁」）が再開されました。震災の影響で、約1か月遅れで始まった潜り漁。漁師の皆さんが海へ入ると、型のよいウニやアワビが次々と獲れ、水揚げされた吉田・花渚漁港は、久々の活気に満ちていました。（関連記事 15 ページ）

2011 **7** | vol. 477
広報しちがはま

七ヶ浜町ウェブサイト
<http://www.shichigahama.com>
★電子メールでのお問い合わせはこちらから！



復興を誓って、前へ

町長 渡邊 善夫

3月11日に発生した東日本大震災により、お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆さま、そのご家族の方々に対しまして、心よりお見舞い申し上げます。

千年に一度とも言われる東日本大震災は、七ヶ浜の大地にも襲いかかり、大津波は町土の三分の一をも呑みこむ未曾有の大惨事をもたらしました。

この大震災により、お亡くなりになられた町民が90名を超え、必死の捜索活動にもかかわらず、未だ行方不明者は6名いらっしゃいます。

流出・全壊の家屋は、700戸近くに上り、一部損壊の家屋も含めると1,000戸を超えます。

公共施設においては、七ヶ浜中学校、学校給食センター、アクアリーナをはじめ、道路、上下水道等、98施設が被災しております。

その概算被害金額は、5月17日現在で100億円を超えており、今後さらに増えるものと危惧しております。

さらに、水田はほぼ冠水、海苔養殖機材の流出・損壊等、本町の農業、漁業等は壊滅的であり、計り知れない損失を前に、ただただ愕然とするばかりであります。

津波は、七ヶ浜の美しい風景と多くの命、多くの町民の皆さまの大切なものをも奪い去り、私たちの心に例えようのない深い悲しみだけを残しました。

しかし、私たちは嘆いてばかりはいられません。私たちは負けません。本町の甚大な被災に対し、いま、全国各地から人的にも物的にも温かいご支援と励ましの言葉をいただいております。

今こそ、七ヶ浜の復興を誓って、前へ。力強く一步を踏み出そうと固く決意しているところであります。

この決意のもと、このたび七ヶ浜町の未来を見据えた震災復興基本方針を策定いたしました。現在、この方針を具体化すべく震災復興計画の策定に着手しているところでございます。

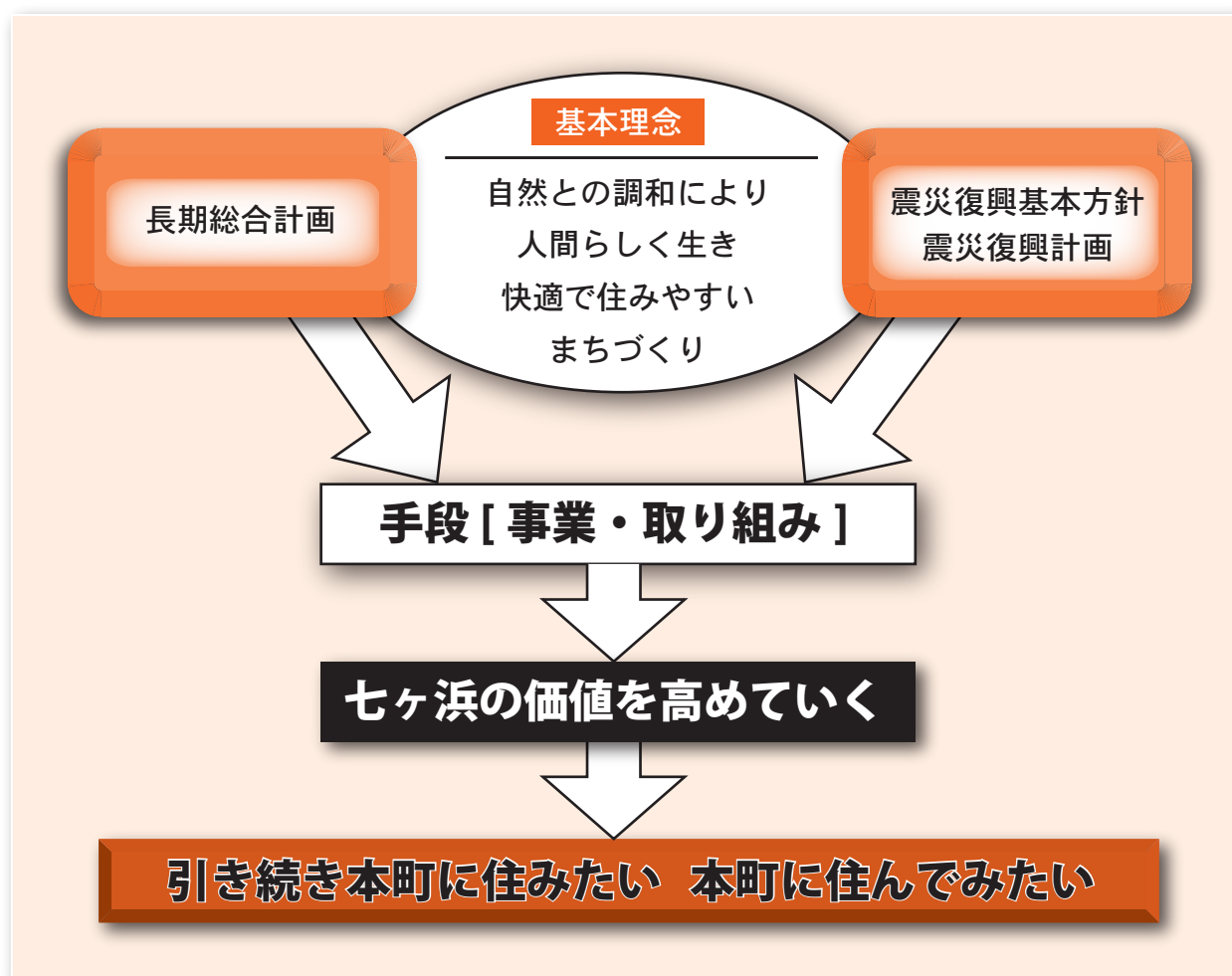
町民の皆さまが、これからもこの町に住みたい、そして未来、住んでよかったと実感できる町にするために、さらに魅力あるふるさとを目指して、1日も早い復興をお誓い申し上げます。

本町における 震災復興への取り組み

本町が目指すべき方向

本町は、新長期総合計画(2011-2020)の基本理念を「自然との調和により 人間らしく生き 快適で住みやすいまちづくり」と決めました。震災復興に取り組むにあたっては、基本理念を目標に掲げ、引き続き本町に住みたい、あるいは、本町に住んでみたいと希望する、長期的なビジョンに立った未来志向のまちづくりを目指す必要があります。

基本理念を実現し、本町の再構築と再生により震災復興に取り組むための基本方針を次のように策定しました。



七ヶ浜町震災復興基本指針（平成23年4月25日策定）

平成23年3月11日に発生した東日本大震災による地震および津波の発生は、かつて経験したことのない甚大な被害をもたらしました。

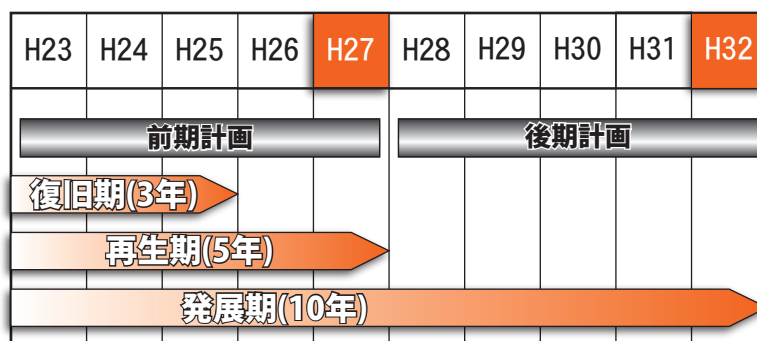
現段階において、いまだ被害の全容は把握できず、多くの人命を失い、また、家屋を含む多くの財産の喪失により、住民生活に甚大な影響を与えています。公共施設においても大半の施設が損壊し、現在水道や道路などのライフラインの復旧を最優先に町をあげて全力で取り組んでいるところです。

このような状況を踏まえ、震災復興基本方針（以下「基本方針」と表記）を策定し、基本方針に基づく災害復興計画の策定に着手し、新生七ヶ浜の復興を誓い、「うみ・ひと・まち七ヶ浜」の再構築と再生に取り組みます。

□短期・中期・長期的な視点に立った復旧・復興への取り組み

住居などの生活基盤や道路や水道などの都市基盤は、住民が生活するために最低限確保しなければならないものであり、短期的かつ緊急的に取り組まなければなりません。また、次世代を担う子どもたちの教育環境や町民の足としてのバスなどの交通環境、住民が生活していく上で欠かせない福祉環境などについても、最低限のレベルまでには短期的に取り組まなければなりません。しかし、震災前の状態までに回復するためには、一気に解決することは困難であり、また、都市計画の見直しや公共施設の統合の検討など、今後のまちづくりを考慮した再構築については、長期的なビジョンに立った検討を行わなければなりません。

このような状況を踏まえ、震災復興に取り組むべき項目について、短期的に取り組むべき施策を復旧期[3年]・中期的に取り組むべき施策を再生期[5年]・長期的に取り組むべき施策を発展期[10年]に振り分け、同時並行的に施策の検討や実施などにあたります。



□長期的なビジョンに立ったまちづくりの展開

震災の被害に対し「復旧」と「復興」について最優先に取り組むべき施策であることは、疑いようのない事実です。しかし、今後のまちづくりを客観的に判断し、長期的な視点に立ったまちづくりの検討も併せて推し進めなければなりません。

施策対応の緊急度と優先度を考慮しつつ、本町の資源を生かし、次世代に向けた長期的なビジョンに立ったまちづくりを展開します。

□安全と安心に配慮した

「自然との調和により 人間らしく生き 快適で住みやすいまちづくり」の推進

多くの町民の願いは、安心して七ヶ浜町に住み続けられることです。安全で安心に暮らし続けられることを最優先に、「自然との調和」を取り戻し、「人間らしく生きる」ことのできるまちに復興し、「快適で住みやすい」と感じることでできるまちへの発展を目指します。

○自然との調和

震災により失われた本町の豊かな自然を取り戻し、自然の驚異を理解しつつも自然との調和のとれたまちづくりを推進します。

●壊滅的な被害を受けた農林業や水産業について、被害状況や被害を受けた方のニーズを把握し、今後の復旧・復興に向けた方向性を模索します。

●震災による多くのがれきは、地球環境にとっても大きなマイナスです。しかし、「地球にやさしいまちづくり」を推進する観点から、リサイクルも含めた有効活用方法について、様々な視点から検討を行います。



がれきを利用し仮設住宅の表札を作る向洋中生徒

○人間らしく生きる

震災により受けた身体的・精神的なダメージは、早い段階で回復する必要があります。様々な機会を通して、住民の皆さまに対するケアに努めてまいります。

●避難所での生活は、様々な不便やストレスを生む一方、集団生活による「ひと」と「ひと」との強い絆を結ぶきっかけづくりにもなっています。「衣食住」のきめ細かな対応にあたるとともに、仮設住宅に移行した場合の新たなコミュニティの構築を考慮します。

●在宅に避難されている方にとっては、公共交通利用を想定した買い物や医療支援について引き続き取り組みます。

●次世代を担う子どもたちの育成や教育の場の提供は、震災の対応と同等に推し進めなければなりません。早急な施設復旧はもちろんのこと、安心して学び育むことのできる場の提供に取り組みます。



【亦楽小学校】

各避難所では、住民同士が協力し炊き出しや食事の準備を行いました。

○快適で住みやすい

住民ニーズの的確な把握による今後のまちづくりに向けた都市計画の検証を行います。

●上下水道や道路などのライフラインは、「快適で住みやすいまち」の根幹であり、また、震災復興を推し進めるためにも早急な復旧・復興が求められています。国や県などの様々な補助金や交付金を最大限に活用し、早い段階での震災前の状態に戻すよう努めてまいります。

●地域拠点である地区公民分館は、今回の震災により多くの場所が津波の被害を受けました。新たな分館の建設にあたっては、地区との十分な話し合いなど住民との協働により、複数地区に対応した分館の設置や安全に配慮した場所の選定などを行います。

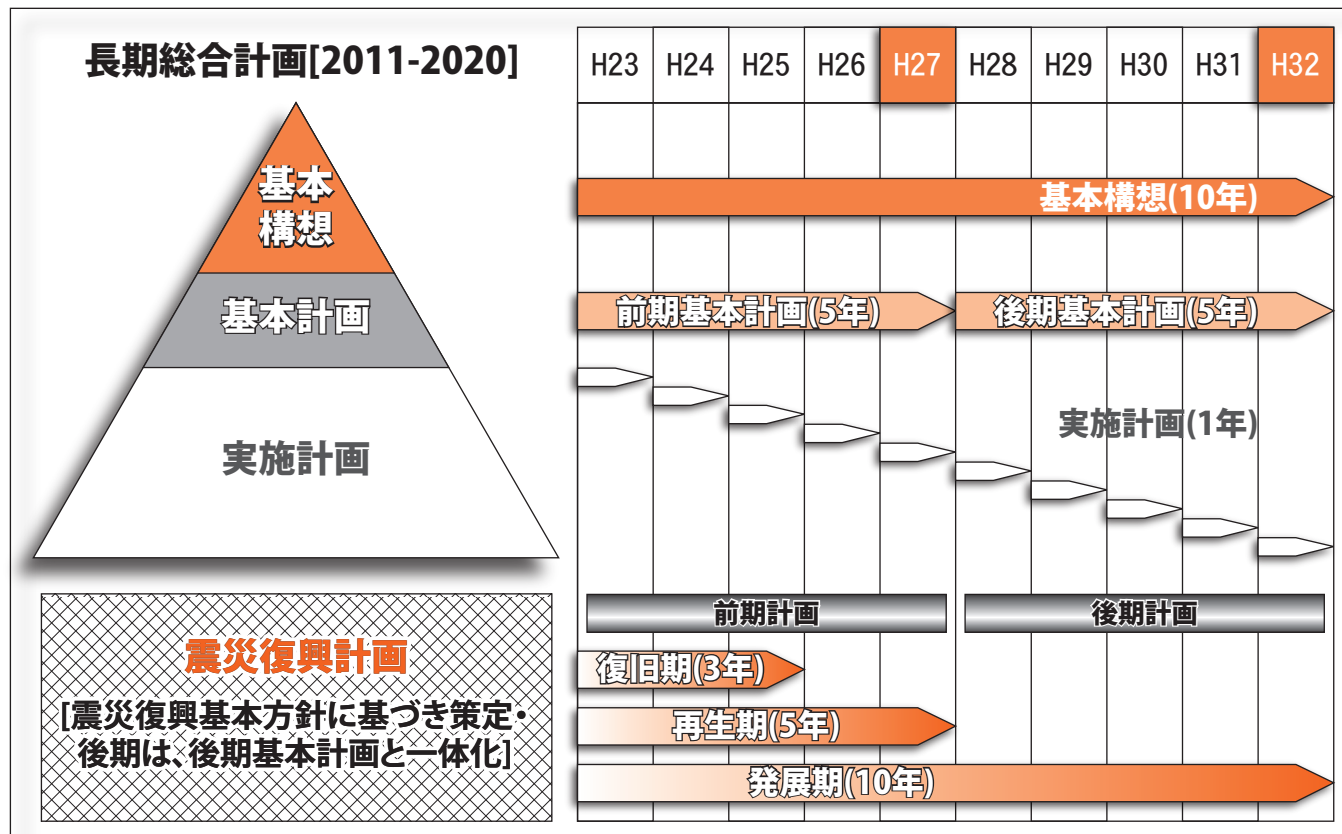
●更なる公共施設の集約・連携による効率的な施設運営の検討に取り組みます。

震災後、早期に復旧した菖蒲田浜の橋元橋



□ 震災復興計画の策定

震災復興基本方針に基づき、震災復興を計画的に取り組むため、長期総合計画との連動による震災復興計画を策定します。震災復興に取り組むにあたり、施策の緊急性や対応の方向などを考慮し、復旧期[3年]、再生期[5年]、発展期[10年]、同時並行的に施策の検討や実施を行います。なお、後期計画は、総合計画の後期基本計画と一体化します。



○ 復旧期 [3年]

住宅や都市基盤の再建・整備などを目指す期間として設定

- 住民の生活機能・都市機能の復旧に向けた取り組み
- 応急仮設住宅の対応など住民生活に必要な緊急措置の実施

○ 再生期 [5年]

復旧期と連動し、復旧期に取り組んだ残りの本格復旧を進めるとともに、復旧したインフラや生活・都市基盤を基に震災に見舞われる以前の活力を回復する期間として設定

- インフラの本格復旧
- 発展期と関連して、今後のまちづくりに向けた再生

○ 発展期 [10年]

総合計画の後期基本計画と一体化し、長期的なビジョンに立ったまちづくりを展開し、住民と行政との協働により、本町の発展に向けた地域の活力を高め、基本理念である「自然との調和により人間らしく生き 快適で住みやすいまちづくり」に取り組む期間として設定

- 住民ニーズの的確な把握による本町のランドデザインや都市計画の検証
- 長期的なビジョンに立ったまちづくりの展開や見直し

□組織体制

震災により被害を受けた、生活機能、都市機能などの復興並びに町民生活の再建と安定に関する事業を速やかに、かつ計画的に実施するために震災復興推進本部を設置し、本部内に、町長を本部長とし、副町長・教育長を副本部長、各課長等を本部員とする本部会議、総務・財政・政策部門による施策や財源などの調整機関としての三課調整会議、各課業務部門の職員による検討母体としての震災復興ワーキングチームを立ち上げます。

また、新たに震災復興推進室を設置し、震災復興に関する事務局や連絡調整、進行管理のほか、災害対策本部との連携、事務所管課との連携により、震災復興に取り組みます。
なお、住民との協働による震災復興に取り組むため、震災復興検討委員会を設置し、地区の取りまとめ役として震災復興委員を任命し、同委員会に参画します。

【行政】震災復興推進本部

震災により被害を受けた、生活機能、都市機能などの復興並びに町民生活の再建と安定に関する事業を速やかに、かつ計画的に実施するために組織化

□本部会議

震災復興に関し、三課調整会議や震災復興ワーキングチームで作成した素案に基づく検討、震災復興に関する施策の最終調整機関

[本部長]町長

[副本部長]副町長・教育長

[本部員]各課長等

□三課調整会議

総務・財政・政策部門による調整機関

- ・ 計画素案作成
- ・ 震災復興にかかる実施計画、財政計画、行革行動計画との整合
- ・ 既定予算の見直しや震災復興への重点予算配分の検討、各種交付金や補助金の調整

□震災復興ワーキングチーム

震災復興に関する業務部門毎の連携や情報共有、本部にて審議する内容の事前調整を行うための職員組織

[うみ]環境、産業など

[ひと]福祉、健康、民生、教育、生涯学習、芸術文化など

[まち]建設、水道、衛生、防災、税務、管財など

【住民】震災復興検討委員会

住民との協働による震災復興に取り組むため、住民参画による震災復興検討委員会を組織化

- ・ 地区毎の住民ニーズを把握するため、地区毎の取りまとめ役として震災復興委員を任命し、検討委員会のメンバーとして参画

震災復興推進室

(震災復興準備室)

- ・ 震災復興にかかる事務局
- ・ 災害対策本部との連絡調整
- ・ 震災復興計画の進行管理



連携
調整

災害対策本部

[事務局:防災対策室]

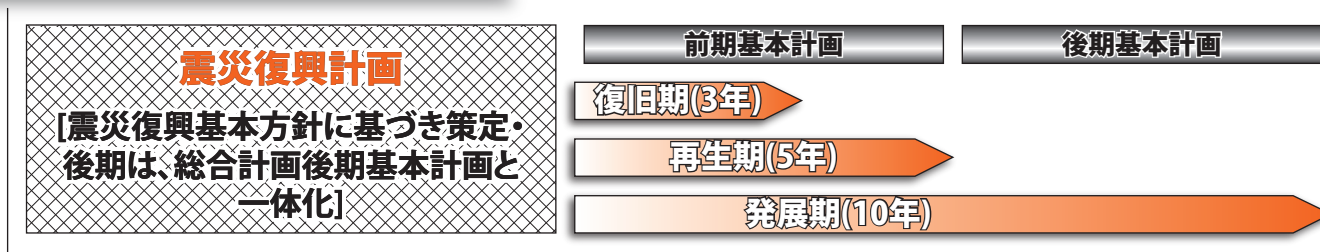
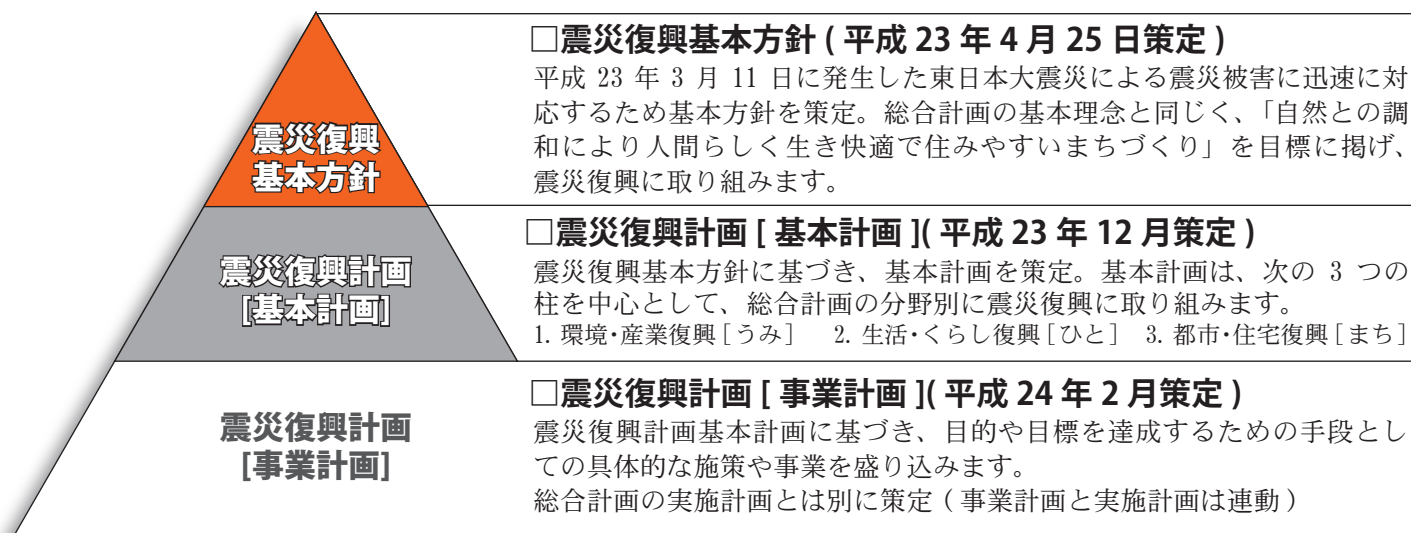
地域防災計画に基づき、災害発生初期段階における情報の収集
・ 安否確認・被害情報の把握・関係機関との連絡調整などを実施

震災復興の流れ

震災復興にあたりましては、震災復興基本方針を実現するための手段としての震災復興基本計画を定め、計画的かつ効率的に取り組んでまいります。

1. 計画策定

震災復興基本方針と震災復興計画に基づき、震災復興に取り組めます。



2. 計画の分類

長期総合計画との連動・整合を図るため、震災復興に関する政策や施策を「うみ・ひと・まち」に分類し、既存の仕組みを生かしながら、それぞれの施策の特性に応じた検討を行います。

区分	施策分野	住民との意見交換の進め方
環境・産業復興 [うみ]	環境・農業・水産業・商業など	主に関係団体との調整会議を中心に意見交換を行います。
生活・くらし復興 [ひと]	福祉・保健・教育・文化など	主に住民参加ワークショップを中心に意見交換を行います。
都市・住宅復興 [まち]	上下水道・道路・交通・衛生・都市計画・住宅など	主に震災復興検討委員会を中心に意見交換を行います。

3. 基本計画と事業計画

震災復興計画[基本計画]には、震災復興基本方針に基づく短期・中期・長期的な施策の方針を示し、震災復興基本計画[事業計画]には、長期総合計画の実施計画と連動し、年度毎の震災復興にかかる具体的な事業を掲載します。

震災復興計画[基本計画]は、前期5年、後期5年とし、後期は総合計画の後期基本計画と一体化します。

震災復興基本計画[事業計画]は、単年度のローリング(注)方式とし、復旧期(3年)・再生期(5年)・発展期(10年)の区分に応じた内容を盛り込みます。

(注)ローリング方式

現状と計画のズレが生じた場合、施策や事業の見直しについて定期的実施していく方法のことで、毎年度転がすように行うため、「ローリング(転がること、回転すること)方式」と呼んでいます。

震災復興スケジュール

と き	項 目
4月6日(水)	[庁議]震災復興基本方針および震災復興計画策定への取り組みについて
25日(月)	[庁議]震災復興基本方針の策定について
5月1日(月)	震災復興推進本部・震災復興準備室設置
19日(木)	第1回震災復興推進本部会議
26日(木)	[議会]震災復興への取り組みについて説明
6月13日(日)	[区長会] 震災復興への取り組みについて説明・震災復興委員の推薦等を説明
15日(水)	(参考)長期総合計画[概要版]の全戸配布
7月	広報しちがはま特集 「本町における震災復興への取り組み」 ・震災復興基本方針 ・震災復興のスケジュール ・震災復興プロセスの説明 ・震災復興アンケートの実施 など
9月	震災復興計画[基本計画](骨子)策定
未 定	まちづくりワークショップ開催
12月	震災復興計画[基本計画]策定
2月	震災復興計画[事業計画]策定
3月	3月定例会にて震災復興計画[事業計画]の説明



第1回震災復興推進本部会議




昨年のワークショップの様子

住宅復興方針【骨子】

震災復興に取り組むにあたり、津波被害など住宅の被害にあわれた方に対する復興は、最優先で取り組まなければなりません。このような状況を踏まえ、5月1日に設置した震災復興推進本部の第一回本部会議を5月19日に開催し、次のような住宅復興方針[骨子]を決定しました。

1. 住民が引き続き本町に住み続けられることを最優先します。
2. あくまでも住民自身の考えを尊重します。
3. 安全安心はもとより、心豊かに暮らすことができる魅力あるまちづくりを目指します。

また、住宅復興に関し既に決定した内容、あるいは、今後検討が必要な内容について、次の4区分(A~D)に分類し、決定内容と今後の検討項目を明確にしました。

パターン	A	B	C	D
住民の考え	今回の震災による津波の被害が発生した地域に引き続き居住したい(罹災証明の発行有無を問わず)。	今回の震災による津波の被害が発生し、全壊の罹災証明の発行がなされており、住民自身が所有もしくは借地等の権利を有している市街化調整区域への転居を希望する。	今回の震災による津波の被害が発生し、住民自身が所有もしくは借地等の権利を有していないものの、今回の津波被害を受けなかった高台などの安全な場所への移転を希望する。	今回の震災による津波の被害が発生し、引き続き町内への居住を希望するものの、新たに住宅を建てることは経済的に困難である。
本町の考え	<p>現段階において、建築基準法第84条(復興まちづくりのための制限)および建築基準法第39条(生命の安全確保のための制限)を行う予定はありません。</p> 	県に対し本人による開発行為の申請により、集落より離れている場合や新たな多額のインフラ整備が必要な場合を除き、町としては認める旨の意見書を付します。	<p>現段階において、建築基準法第39条(生命の安全確保のための制限)を設定する考えはないため、国交省の防災集団移転促進事業(国3/4補助)を実施する予定はありません。</p> <p>防災集団移転促進事業以外の仕組みによる安全で安心な場所への集団移転等の検討については、国や県などの新たな制度創設などの動きを注視しながら、地区計画の見直しなど幅広い検討を行います。</p>	<p>住民ニーズを把握し、現有の町内賃貸住宅(公設・民設問わず)の供給能力との比較により、不足が見込まれる場合は、既存市街化区域への民間による賃貸住宅の整備促進を優先します。</p> <p>民間による整備により必要数の整備が見込まれない場合や住民ニーズに対応できない場合については、被災された住民の意見を踏まえ、公的既存制度による施設整備の検討や、国や県などの新たな制度創設や規制緩和などの動きを注視し、必要な町内住宅数の確保に努めます。</p>
手続き	<ul style="list-style-type: none"> ・建築確認申請 ・その他建築に必要な手続き 	<ul style="list-style-type: none"> ・開発行為 ・その他建築に必要な手続き 		
根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・憲法22条(居住の自由) ・憲法29条(財産権の不可侵) 	東日本大震災の被災者が市街化調整区域にて開発行為を行う場合の都市計画法第34条第14号の規定に係る開発許可制度の運用について(技術的助言)		
結論	元の場所に居住可能	町内の新たな場所に居住可能	今後の震災復興の検討結果により決定	今後の震災復興の検討結果により決定

震災復興計画策定にかかる住民参画

震災復興計画の策定に関し、住民参画による震災復興を推進するため、地区毎の取りまとめ役である震災復興委員による震災復興検討委員会への参加のほか、震災復興に関する住民の意向調査、まちづくりワークショップを開催します。

(1) 震災復興に関する調査

震災復興全般に関し、住民の意向を確認するため、16歳以上(平成23年4月1日現在)の]無作為抽出した1,000名を対象に、調査を実施します。7月上旬に該当者に発送しますので、7月22日(金)まで記入の上、同封の返信用封筒にて郵送願います。

(2) 居留意向調査

津波被害にあわれた全世帯を対象に、今後の居住に関する意向を確認するため調査を実施します。町の住宅復興方針[骨子]に基づき、今後の居住について、パターンA～Dのほか、転居・転出の意向を世帯毎聞き取り調査します。職員が伺いますのでご協力よろしくお願いします。

(3) まちづくりワークショップ

生活や暮らしに関連した施策をテーマとしたまちづくりワークショップを開催します。町民の皆様ならどなたでも参加できます。

- とき 未定
- ところ 未定
- テーマおよび応募方法などの詳細
事前に広報しちがはまで周知します。



昨年開催されたワークショップの様子

義援金・寄附金・ふるさと納税寄附金

(1) 義援金

災害による被災者に向けた義援金となります。義援金配分委員会を立ち上げて、被災者の被災状況などにより分配するものです。したがって、全て被災者へ配分されるものとなり、被災者への支援となります。

- 手続き 専用の義援金口座に直接入金

(2) 一般寄附金 (復興支援)

町の一般財源として様々な行政活動の財源として活用できるものです。したがって、損壊した公共施設(学校、体育館、町道など)の修繕や復興に向けた行政活動に充てることになり、地方公共団体に対する支援となります。

- 手続き メールにより財政課に申込み

(3) ふるさと納税寄附金 (七ヶ浜町への寄附)

町の一般財源として様々な町政運営の財源として活用できるものです。したがって、教育・福祉・防災、減災・地域活性化・環境対策等まちづくりを進める町政運営に充てることになり、地方公共団体に対する支援となります。

- 手続き 寄附申込書を郵送、FAX、メール等により財政課「ふるさと納税」担当宛に送付



震災復興に関する各種支給制度一覧

(1) 義援金 (義援金受付団体・宮城県・七ヶ浜町)

- 義援金受付団体(日本赤十字社、中央共同募金会、日本放送協会、NHK厚生文化事業団)
- 宮城県
- 七ヶ浜町

□義援金支給対象者

対象世帯	申請者
死亡・行方不明者の方がいる世帯	配偶者、子、父母、孫及び祖父母の順。 (ご遺族がいない場合には法定相続人など) ※同順位の方が複数いる場合にはそのうちの1人
災害障害見舞金対象者	災害により負傷、疾病にかかり、一定の障害が認められる方
住宅全壊(焼)・半壊(焼)の世帯	住家の世帯主。被災当時の世帯主が死亡・行方不明の場合には、新しい世帯主。(同居遺族がいない場合には法定相続人)
震災孤児	震災により父母を失った児童

□配分金額

被害	対象項目	義援金受付団体配分額	県配分額	町配分額
人的	死亡・行方不明者	350,000	150,000	50,000
	災害障害見舞金対象者	—	100,000	25,000
住家	住宅全壊(焼)	350,000	100,000	50,000
	大規模半壊	180,000	70,000	50,000
	住宅半壊(大規模半壊を除く)	180,000	20,000	25,000
震災孤児		—	500,000	150,000

□配分時期 6月15日～(義援金受付団体・宮城県)、6月30日～(七ヶ浜町)

(2) 義援金以外の支給制度

制度	対象者	制度の概要	支給時期
災害見舞金	災害により被害を受けた世帯	全壊および大規模半壊 (自家の場合)10万円を支給	5月31日～
被災者生活 再建支援制度	住宅が全壊するなど、 生活に著しい被害を受けた世帯	・基礎支援金(全壊の場合100万円) ・加算支援金(住宅の再建方法に応じて 支給、建設・購入の場合200万円)	都道府県会館より 今後支払い予定
災害弔意金	災害により 死亡された方のご遺族	・主たる生計維持者の方が 死亡した場合：500万円 ・その他が死亡した場合：250万円	6月20日～
災害障害者 見舞金	災害により 重い障害を受けた方	災害による負傷、疾病で精神または 身体に著しい障害が出た場合	手続き後速やかに 支給します

震災復興全般に関するアドバイザーのご紹介

今回の震災復興への取り組みに関し、震災復興アドバイザーとして、東北大学大学院工学研究科の小野田泰明教授と、東北学院大学教養学部の宮城豊彦教授の2名にご協力をお願いしております。

両先生の技術的なノウハウを生かし、被害状況や住民意向調査結果の分析、震災復興推進本部との連携により、長期的なビジョンに立った魅力あるまちづくりに取り組んでまいります。



宮城 豊彦 さん

東北学院大学教養学部地域構想学科教授。理学博士。自然地理学、環境防災科学が専門。町内在住。

30年前に七ヶ浜に移り住んで、すばらしい景色とおいしい食べ物、そして人情が好きになり、以来ずっと七ヶ浜での生活を楽しんできました。今回、その町が未曾有の災害にあい、防災関連の研究をしている私は、何でも役に立つことがあれば、献身したいという気持ちです。これから先、地域の人たちにとって、様々な可能性を持った生活ができるように、専門の立場からお役に立てれば有難いです。

七ヶ浜は、仙台都市圏にある小さな町ですが、その中に特別名勝松島、一大行楽地の菖蒲田浜、高齢化が進んでいる地域、更には漁村と団地が入り混じるといった極めて複雑な地域特性を有しています。今後の生活の基盤を考える上で重要な地形や地質条件という点でも複雑です。じっくり考える必要があります。

この災害を、地域の将来性と安心を抜本的に考え直す機会として捉え、一旦は町外に出ざるを得なかった人も、若い世代も、高齢者も、「住んで良かったな」としみじみ話せるような、そのような町の復興のお手伝いをしたいと思います。



小野田 泰明 さん

東北大学大学院工学研究科教授。工学博士。建築計画が専門。町総合開発審議会会長として、町の長期総合計画策定に携わる。

七ヶ浜町は小さな町ですが、逆に大きい自治体では出来ないことを、いろいろと実行していくことができるのではないかと思います。

自治体によっては、建設関係や総務、財政などの部門が、それぞれ縦割りになっていたり、住民の顔が見えなかったりします。ですが、庁内ではワンチームで仕事を行いこの難局を乗り切ろうとしていますし、被災された方の顔を見れば、どこの誰かがわかる。そういったスケール感で仕事をされているので、今回のような未曾有の災害の際、思い切った施策を実行していかなければならない場合に、すごく大事な財産だと思っています。

また、七ヶ浜町は仙台市に近いので、民間の力を借りて復興を成し遂げるということも考えられる場所です。どうしても行政が関わる部分が大きくなりがちですが、やり方さえ間違わなければ、官と民、そして住民の皆さん三者が協力し、よりよいまちづくりを行っていくことは不可能ではないと思います。

復興に向けて前へ進むにあたり、魅力あるまちづくりをしていかなければなりません。その場所に来る価値のあるすてきな町に。そういった意味で、我々デザインの立場からも、積極的にサポートさせていただきたいと思っています。



町内の話題 ズームアップ

zoom-up ①

小学校から元気を発信 町内3小学校で運動会

5月28日、町内の3小学校で運動会が開催され、1181名の児童が元気な姿を見せました。そのうち亦楽小学校では、321名の児童が参加。現在学校給食の兼ね合いで、1、2年生が午前授業を行って各小学校。何とか時間を作り繰りし、運動会の練習を行ってきました。●開会式で遠藤眞理子校長は「日本全国たくさんの人たちが今日の運動会を応援しています。その頑張りを七ヶ浜町全員の元気にしていきたいと思います」とあいさつ。また、渡邊町長が、「今日の運動会は復興の後押しになります。すばらしい運動会にしてください」とお祝いの言葉を述べました。競技が始まると、徒競争やダンスなど、児童たちは校庭内を駆け回り、元氣一杯の姿を見せ、会場に駆け付けた保護者や地区住民などから大きな歓声が上がり、熱気に包まれていました。



zoom-up ② 仮設住宅などに支援物資 が送られています

第1スポーツ広場などに建設された仮設住宅に、東北電力㈱やイケアなどから日用品や家電製品など、現在までに多くの企業・団体・個人の皆さまに、様々な物資をいただいております。●6月7日には、全国老人クラブ連合会より届けられた「元氣袋」を、七ヶ浜老人クラブ連合会のメンバーが、第1スポーツ広場など町内4カ所の仮設住宅に配布しました。元氣袋には、洗面具や文房具などの生活用品が詰められ、励ましの言葉が書かれたメッセージも。鈴木貞太郎さん(松)は、「顔も見えない人がこうしていろいろと物資を届けてくれる。感謝の気持ちでいっぱいです。とても元気をいただいています」と話していました。



5月30日、七ヶ浜国際村ホールで「仲道郁代」お話付コンサート」が開催されました●ピアノニストである仲道さんは、国際村開館当初からお付き合いのあるアーティスト。「震災以降、国際村ホールでの初めてのステージ。これからこのホールに皆さんが集まり、町も発展してほしいと思います」と仲道さんはエールを送り、ベイトーベンの「月光」などの名曲を披露。また、長女の舞琴さん(フルート)との共演では、「ふるさと」や「花」などの日本の曲も披露しました●岩本喜治さん(菖蒲)は、「このホールで聞く音の迫力は別格。仲道さんには、お嬢さんまで連れてきていただき、全力投球でコンサートを行っていただきたい。とてもありがたいです」と話していました。

Zoom-up ③
仲道郁代さん
国際村で復興支援
コンサート



吉田・花淵漁港に水揚げされたウニとアワビ

Zoom-up ④
漁業の復興へ第一歩
潜り漁がスタート

震災の影響で延期されていた潜り漁が、6月から花淵浜や菖蒲田浜で再開されました。6月15日には、花淵浜の潜り漁師ら18名が、花淵浜沖で漁を行いました●漁場に到着した漁師の皆さんは、早速ウエットスーツに着替え、水深1mから10m付近に生息するウニやアワビを素潜りで捕獲。午前8時から午後1時までの漁で、アワビ約140kg、ウニ約250kgを水揚げしました。伊藤俊一さん(花)は、「津波の影響で大きい岩などがひっくり返り、ウニやアワビが海底の方に移動しているようだ」と初漁の感想を話していました。また、水揚げされた一部は国際村に寄附され、避難所で振る舞われました。

Zoom-up ⑤
民謡のパワーを被災地に
国際村で公開収録

6月5日、七ヶ浜国際村ホールで「クボタ民謡お国めぐり」の公開収録が行われ、国際村に避難する住民などが招待されました。これは、「民謡の力を少しだけ復興に！」をスローガンに仙台放送局が主催するもので、避難者の慰問もかねて開催されました●収録が始まると、「宮城在郷節」や「津軽じょんから節」など、東北地方に伝わる民謡を、出演者がそれぞれ熱唱。また、町内から、佐藤麻耶さん、彰桐くん、海利くんの三兄弟が出演。「石巻港節」、「塩釜甚句」、「閑上大漁唄」を歌い、会場内からは、大きな歓声と拍手が送られていました。



Zoom-up ⑥
環境美化活動へ第一歩
さくら堤にEMを投入

5月21日、震災後の環境美化への取り組みの一つとして、汐見橋隣のさくら堤と菖蒲田浜東原にEMが投入されました。当日は、陸上自衛隊多賀城駐屯地に所属する第22普通科連隊の協力のもと、約1000ℓのEMを投入しました●震災直後、さくら堤にも津波が侵入し、がれきと海水が堤内に侵入しましたが、その後、自衛隊の皆さんががれきを撤去。一度すべての水を抜き、再び雨水などの水を溜め、現在は、震災前の元の堤に戻っています●町では、今後も町内各地でEMの投入を続け、環境美化の推進に努めていきます。



3月11日 午後2時46分 その時は

6月号より、今回の地震や津波を体験された方々の体験談を掲載しています。今月号では、町の復旧・復興に全力をあげる、陸上自衛隊多賀城駐屯地の第22普通科連隊の皆さんをご紹介します。

地元を守る精鋭部隊 第22普通科連隊

3月11日の震災発生以降、陸上自衛隊第6師団第22普通科連隊（以下「22連隊」）の皆さんが、災害派遣で七ヶ浜町内の復旧・復興活動を行っています。

約770人が活動する22連隊の拠点は、陸上自衛隊の多賀城駐屯地。隊員の約9割が東北地方出身で、約5割が県内出身者。地元東北の安全・安心を守る精鋭部隊です。東北方面隊の第6師団に属する第22普通科連隊は、全国に約50ある連隊の一つで、その下に本部管理中隊と4つの普通科中隊、また、重迫撃砲部隊で組織されています（下図参照）。

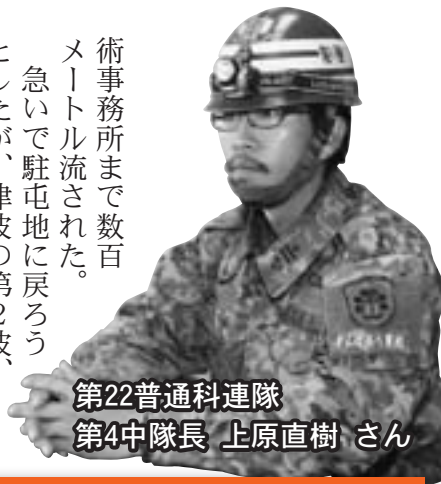
3月12日以降、町内では、本部管理中隊、第1、3、4中隊の隊員の方が活動しており、最大で約400名の隊員が搜索活動や生活支援活動な

どに従事していただきました。現在は、主に22連隊第4中隊の約80名の隊員が、復旧・復興へ向け支援活動を行っています（6月1日現在）。

1mを超える津波 多賀城駐屯地も被災

3月11日、22連隊は利府町にある射撃場で訓練を行っていた。訓練が終了し、まさに多賀城駐屯地に戻る際に地震が発生。「待機している装甲車が横転するのではないかと思った」と上原直樹第4中隊長（写真右下）。すぐさま多賀城駐屯地に車を走らせた。

笠神新橋を通り砂押川沿いを走行していると、ものすごい勢いで海水が逆流してくるのが見えた。念仏橋の手前までたどりつくと、大代側から津波が襲来。危険を感じた上原さんは車を降りたが、すぐに津波にのまれ、多賀城市桜木にある国土交通省東北技

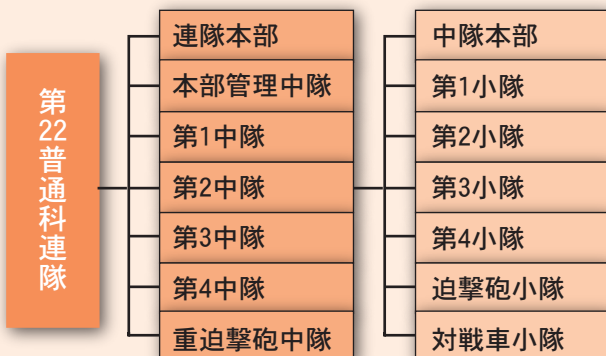


第22普通科連隊
第4中隊長 上原直樹 さん

術事務所まで数百メートル流された。

急いで駐屯地に戻ろうとしたが、津波の第2波、第3波の襲来と、道路の浸水状況から判断し、その日一晩、事務所内に避難した。

一方で、そのころ多賀城駐屯地では、残っていた約400名の隊員が、地震被害の情報収集にあたるため、先遣部隊を沿岸部などに出そうと準備を進めていた。ところが午後3時59分、敷地内に津波が侵入（写真左上）。隊員らは全員屋上へ避難した。準備を進めていた先遣部隊の車両も被災した。「まさか自分が被災し、駐屯地も被災するとは思ってもいなかった」と上原





ボートでの捜索活動 向洋中学校前



水田の捜索にあたる22連隊隊員



君ヶ岡公園での給水活動



多賀城駐屯地に押し寄せた津波。写真提供：多賀城駐屯地広報室



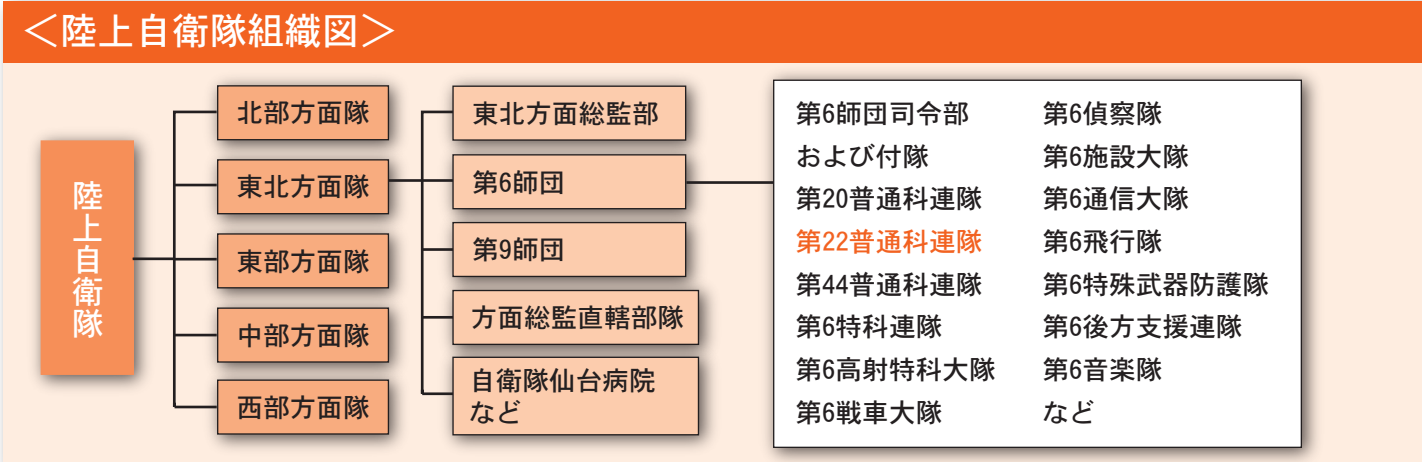
役場3階にある22連隊第4中隊指揮所

中隊長。翌日、朝一番で多賀城駐屯地へと戻った上原中隊長は、すぐさま着替え、七ヶ浜町へと向かった。

**七ヶ浜町へ
人命救助を開始**

七ヶ浜町へ入り役場を訪れた上原中隊長。まずは町災害対策本部と情報共有を行い、被災状況や救助要請を把握。早速各地区での人命救助へと向かった。高台などに取り残され、孤立した方をボートやトラック、ヘリコプターなどで救助。各小学校や生涯学習センターなどの各避難所に町民を送り届けた。

「道路が途中で途絶え、あたり一面が水没。あり得ない形で車や家が被災していた。予想をはるかに超える惨状に、一刻も早い救出活動をしなければと思うと同時に、任務の困難さ、長期化を覚悟した」と初日の活動を振り返る上原中隊長。また、活動当初はわからなかった町内の被害状況が徐々に判明。特に沿岸部南側の被害が甚大であることがわかった。人命救助活動は一日中行われ、初日だけで約200人を救助した。



懸命に続く捜索活動 隊員の心を救った 贈り物

数日が経過し人命救助が一段落すると、役場3階会議室に指揮所を設け、すぐさま安否不明者の捜索活動を開始。また、町内全域が断水となったため、自衛隊車両による給水活動を、第1スポーツ広場前などで行った。

捜索活動では、まず車両が通れるための道路を確保するため、がれきの撤去からスタート。海水がまだ残る水田でのボートによる捜索、阿川沼や汐見橋横のさくら堤ではすべての水を抜き、ヘドロの中を捜索。海水が引いたあとの水田では、隊員らが一歩ずつ歩きながら、迅速かつ慎重に、捜索活動にあたった。

「若い隊員の精神的なショックも大きかった。ご遺体を発見するたびに、涙を流しながら、懸命に捜索活動を行っている隊員の姿を何度も見てください。ですが、一日でも早くご家族のもとに返してあげたいと、隊員たちも必死だった」と捜索活動を振り返る上原中隊長。

また、行方不明者の捜索活動中、菖蒲田浜でお年寄りのご遺体を発見した上原中隊長。遺体を搬送するまでの間、22連隊隊員はご家族とともに現場に残っていた。

ご家族のもとに返せて良かったと、ほっとした半面、もつと早く見つけることができているなら、生きていたかもしれない。くやしさと悲しさ、無力さが入り混じり、自責の念に駆られた自衛隊員。

その時、小学校低学年のお孫さんが、上原中隊長に駆け寄った。小さな手を差し出し、「おばあちゃんを見つけてくれてありがとう」と、チヨコレートをくれた。

お孫さんのその一言に救われた。自分たちの行動が報われた気がした。また、小さな子どものやさしさに、自然と涙がこぼれた。



自衛隊の捜索活動は、4月26日までの46日間続けられ、一斉捜索が行われた4月25、26日には、約400名の隊員が、想定されるすべての場所を捜索。ヘリコプターで上空から捜索活動を行うなど、約1ヶ月半、懸命の捜索活動が続きましました。



生活支援活動にも尽力 子どもたちから 元気をもらった卒業式

22連隊では、生活支援活動として、避難所における炊き出し、沐浴、給水活動、救援物資の搬入、側溝やため池などへのEMの投入、公共施設のがれき撤去、避難所から仮設住宅への引っ越しの手伝いなど、幅広い支援を行っています。

その一環として、町内の小中学校に音楽隊などが赴く慰問活動なども積極的に行っています。3月29日に行われた

町民の声



西村 陽一 さん(花)

水田で一列に並び、一步一步、歩きながら捜索活動をする姿や、道路や民家のがれきの撤去作業をする自衛官の姿を見るたびに、本当に頭が下がる思いです。

震災発生直後、ヘドロに入り毎日捜索活動を行っていた自衛官の皆さん。毎日汗だくになり、任務とはいえとても大変だったと思います。また、避難所では沐浴や炊き出し、多賀城駐屯地での入浴といった生活支援活動も行っていただき、町民みんなが感謝しています。



目黒 春美 さん(遠)

第22普通科連隊 隊員の声



第22普通科連隊 第4中隊 第1小隊長 佐野 泰弘 さん

私は基本的に給食支援、各避難所、行政区への救援物資搬送といった生活支援活動を担当しています。町や地区と調整し、どういった要望があるのかを把握し、より町の皆さんに喜んでいただけるよ

うな支援ができるようにと思います。

車で移動している際など、皆さん頭を下げていただいたり、小学生が手を振ってくれます。避難所生活や仮設住宅で暮らし、大変苦しいなか、我々にお礼を言ってくださり、たいへんありがたいと思います。我々は微力ですが、皆さんが頑張っていけるようにお手伝いさせていただいております。少しずつ前へ進んでいきましょう。



第22普通科連隊 第4中隊 第2小隊 2曹 阿部 祐司 さん

当初の人命救助活動では、町民の皆さんを無事救助することができました。また、皆さんに感謝され、とてもやりがいのある仕事であると改めて実感します。搜索活動では、一日でも早くご家族の皆

さんのもとにという思いで、毎日の活動を行ってきました。

多賀城駐屯地の第22普通科連隊は、近傍の地域の復旧・復興活動を今後も精一杯行っていきます。最後まで頑張ってください。



第22普通科連隊 第4中隊 第2小隊 士長 阿部 純平 さん (遠)

災害が発生して、3月13日から七ヶ浜町で救出活動や搜索活動、生活支援活動などを行ってきました。地元ということもあり、友人や知り合いの方の自宅などが被害にあっていたので、本当に自分の

ことのように感じ、搜索活動では、必ず見つけてご家族のもとに返すんだという強い信念を持ち、活動していました。

震災前の町にいち早く戻るよう、災害に負けないで、元気のよい町をつくっていきましょう！



阿部士長の腕には、「頑張れ地元七ヶ浜」の刺繍が。七ヶ浜出身者の隊員も、地元再興のために尽力しています。



水が抜けた阿川沼で搜索活動を行う22連隊隊員。

亦楽小学校の卒業式。校庭には、22連隊の隊員の皆さんが、式を終える児童を待ち構えていました。校舎から出てきた児童を出迎えたのは、第6連隊音楽隊の演奏と、隊員からのプレゼント。児童一人ひとりにお菓子和水が手渡されました。

顔をもらい、我々が逆に元気をもらいました。震災発生以降、隊員たちの笑顔を、その日初めて見た気がします」と上原中隊長は振り返ります。

◇

6月中旬に約500戸の仮設住宅が完成し、自衛隊の皆さんによる避難所などでの生活支援活動も一区切り。今後22連隊は、被害が大きい県北沿岸部の自治体へ徐々に転用となる予定で、今後も東北地方の復旧・復興を支えていきます。

避難所での沐浴が大変助かっています。特に断水時にはとてもありがたかったです。一日3回の多賀城駐屯地でのお風呂サービスも、避難所や仮設住宅に住む方が利用できるの、非常に助かっています。

車で七ヶ浜縦断線を通るたび、胸まで水に浸りながら水田を搜索する自衛隊員の皆さんの姿が、今でも心に残っています。皆さんが一生懸命ご協力していただいていることを肌で感じており、心から感謝しています。

七ヶ浜町からの お知らせ

東日本大震災による被災情報
(平成23年6月20日現在)

- 七ヶ浜町内で死亡が確認された、七ヶ浜町民の方 58名
- 七ヶ浜町内で死亡が確認された、七ヶ浜町外の方 7名
- 七ヶ浜町内で死亡が確認された、現在、身元不明の方 1名
- 七ヶ浜町外で死亡が確認された、七ヶ浜町民の方 32名
- 七ヶ浜町民の方 計 98名
- 七ヶ浜町民の行方不明者(死亡届提出者を含む) 6名

避難所情報

- 1. 生涯学習センター 0名
- 2. 七ヶ浜国際村 7名

計 7名

*お問い合わせは、災害対策本部まで

☎7436

応急仮設住宅入居者情報
(平成23年6月18日現在)

1. 第一スポーツ広場(151戸) 565名
 2. 七ヶ浜中学校第2グラウンド(106戸) 337名
 3. 生涯学習センター前(68戸) 178名
 4. 湊浜旧町営住宅跡地(17戸) 53名
 5. 松ヶ浜謡児童遊園(17戸) 33名
 6. 社会福祉協議会事務所下(14戸) 37名
 7. 国際村第2駐車場(48戸) 74名
- 計 421戸 1277名

*お問い合わせは、地域福祉課まで

☎7449

義援金寄付金の募集

七ヶ浜町では、一日も早い復興を目指し、義援金、一般寄付金を募集いたします。

なお、七ヶ浜町役場を名乗り「義援金を××口座に振り込んでほしい」など、詐欺と思われる電話があったとの情報提供がありました。義援金口座を再確認していただくなど、十分ご注意ください。よろしくお願いいたします。

● 義援金(6月17日現在 424件)

57,668,416円

● 一般寄付金(復興支援)

(6月17日現在 155件)

233,756,348円

計 281,424,764円

義援金

災害による被災者に向けた義援金となります。義援金配分委員会を立ち上げて、被災者の被災状況などにより分配するものです。したがって、全て被災者へ配分されるものとなり、被災者への支援となります。下記の専用口座に直接、振込等により入金してください。

● 銀行支店名

七十七銀行七ヶ浜支店

● 口座種別及び番号

普通預金 9000887

● 口座名義

七ヶ浜町会計管理者 阿部真也

■ 一般寄付金(復興支援)

町の一般財源として様々な行政活動の財源として活用できるものですが、したがって、損壊した公共施設(学校、体育館、町道など)の修繕や復興に向けた行政活動に充てることになり、地方公共団体に対する支援となります。七ヶ浜町財政課メールアドレス: zaisei@shichiganama.com までお問い合わせください。

■ ふるさと納税寄附金

(七ヶ浜町への寄附)
町の一般財源として様々な行政運営の財源として活用できるものですが、したがって、教育・福祉・防災・減災・地域活性化・環境対策などまちづくりを進める町政運営に充てることになり、地方公共団体に対する支援となります。

● 手続き

寄附申込書を郵送、FAX、メール等により財政課「ふるさと納税」担当宛に送付

*お問い合わせは、財政課まで

☎7438

公共機関等電話番号

役場代表番号 ☎357-2111
議会事務局 ☎357-7435
総務課 ☎357-7436
防災対策室 ☎357-7437
財政課 ☎357-7438
政策課 ☎357-7439
教育総務課 ☎357-7440
建設課(管理系) ☎357-7441
(施設系) ☎357-7442
産業課(水産商工係) ☎357-7443
(農政係) ☎357-7444

町民課(戸籍住民係) ☎357-7445
(国保年金係) ☎357-7446
地域包括支援センター ☎357-7447
健康増進課(高齢者福祉係) ☎357-7448
(保健指導係) ☎357-7448
地域福祉課 ☎357-7449
会計課 ☎357-7450
税務課(固定資産税係) ☎357-7451
(住民税係) ☎357-7452
町税等徴収特別対策室 ☎357-7453
環境生活課 ☎357-7454

子育て支援センター ☎357-7455
水道事業所(水道係) ☎357-7456
(下水道係) ☎357-7457
(施設係) ☎357-7458
生涯学習センター ☎357-3302
老人福祉センター「浜風」 ☎357-4976
歴史資料館 ☎365-5567
七ヶ浜国際村 ☎357-5931
アクアリーナ ☎休館中
アクアゆめクラブ ☎357-7920
元気茶屋(ミニデイ) ☎357-3303

町民プール ☎357-5031
図書センター ☎休館中
給食センター ☎357-2607
遠山保育所 ☎閉所中
汐見保育所 ☎362-7731
まつぼっくり広場 ☎366-6141
あさひ園 ☎357-4796
社会福祉協議会 ☎349-7781
シルバー人材センター ☎357-6039
七ヶ浜交番 ☎357-2216
七ヶ浜消防署 ☎357-4349

※遠山保育所へのお問い合わせは、汐見保育所まで

※図書センターおよびアクアリーナへのお問い合わせは、生涯学習センターまで

復興を誓って、前へ。

がんばろう 七ヶ浜!!

義援金の一次配分について

東日本大震災で被災された皆さまへ、義援金受付団体(日本赤十字社、中央共同募金会、日本放送協会、NHK厚生文化事業団)、宮城県および七ヶ浜町に寄せられた義援金を、宮城県および七ヶ浜町災害義援金配分員会において決定した内容で配分いたします。

【義援金支給対象者】

- 支給対象
 - ① 死亡・行方不明者の方がいる世帯
 - ② 災害障害見舞金対象者
 - ③ 住宅全壊(焼)・大規模半壊・半壊(焼)の世帯
 - ④ 震災孤児

● 申請者

① 配偶者、子、父母、孫、および祖父母の順(遺族がいない場合には法定相続人など)

※同順位の方が複数いる場合にはそのうちの1人

② 災害により負傷、疾病にかかり、一定の障害が認められる方

③ 住家の世帯主。被災当時の世帯主が死亡・行方不明の場合には、新しい世帯主。(同居遺族がいない場合には法廷相続人)

④ 震災により父母を失った児童

【申請方法】

災害弔慰金・被災者生活再建支援制度・七ヶ浜町災害見舞金の申請をされた方については、その内容をもとに今回の義援金の支給申請といたし

ますので、改めて申請の必要はありません。なお、行方不明者の方の申請については、後日改めてご案内いたします。

【支給日】

● 義援金受付団体および宮城県
6月15日

● 七ヶ浜町
6月30日

【配分割合】

12ページをご覧ください。

*お問い合わせは、地域福祉課まで

☎7436

災害見舞金の支給について

東日本大震災において、被害を受けた建物の世帯主に対して、七ヶ浜町では下記の災害見舞金の支給を行っております。

平成23年5月18日まで提出書類がすべて整っている方は、平成23年5月31日に口座へ振込まれております。それ以降については、随時振込の事務処理を進めてまいります。

● 災害見舞金の額

【全壊】

(り災証明書の全壊および大規模半壊)

自家 10万円

借家 7万円

【半壊】(り災証明の半壊)

自家 5万円

借家 3万円

*お問い合わせは、地域福祉課まで

☎7449

被災者生活再建支援制度

● 対象となる世帯

被災時に居住していた家屋が、り災証明書で「全壊」および「大規模半壊」と証明された世帯。または住宅が半壊し、または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

● 支給額

支給額は、住宅の被害程度に応じて支給される基礎支援金と再建方法に応じて支給される加算支援金になります。(世帯人数が1人の場合には該当欄の金額の4分の3の額)

住宅の被害程度	【基礎支援金】		
	全壊	解体	大規模半壊
支給額	100万円	100万円	50万円

住宅の再建方法	【加算支援金】		
	建設・購入	補修	賃借(公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

● 支給日

都道府県会館より今後支払い予定

☎7449

暮らしの相談、お待ちしています

■ 行政相談

行政(国・県・町)に関する相談

● 相談委員

星 初枝(菫) 瀬戸 源市(東)

■ 人権相談

人権問題に関する相談

● 相談委員

星 徳光(菫) 伊藤せい子(代)
村上 妙子(境) 高原 重輝(汐)
引地 淑子(花)

■ 生活相談

生活上の心配事に関する相談

● 相談委員

※ 行政・人権・生活相談は次のとおり
とき 7月12日(火)

午前10時〜午後3時

ところ 水道庁舎2階

■ 無料法律相談(弁護士が相談に応じます)

とき 7月14日(木)
午後1時30分〜4時30分(二人30分)

ところ 水道庁舎2階

※ 事前に予約が必要ですが(先着順)。
ご予約は総務課まで ☎7436

■ 消費生活相談

消費生活や多重債務に関する相談

● 相談委員

村上 妙子(境)

とき 7月4日、7日、11日、14日、21日、
25日、28日、8月1日、4日

午前9時〜午後5時

ところ 役場相談室

お問い合わせは産業課まで ☎7443

■ 身体障害者相談

障害の悩みや社会保障制度の相談

● 相談委員

鈴木 勲(菫) ☎2461
川村 矩子(遠) ☎2224

星 好男(東) ☎1394

■ 知的障害者相談

知的障害者の生活等に関する相談

● 知的障害者相談員

榎木 正俊(松) ☎2314

災害弔慰金を支給します

●対象となる方

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害救助法が適用された自然災害により、死亡された町民のご遺族に対し支給されます。

●遺族の範囲

・配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含み、離婚の届出をしていないが事実上離婚したと同様の事情にあった者を除く）、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹

●弔慰金の額

・死亡者が弔慰金を受け取る遺族の生計を主として維持していた場合 500万円

・その他の場合 250万円

●支給日 6月20日

＊お問い合わせは、地域福祉課まで

☎7449

災害障害者見舞金を支給します

●対象となる方

災害により負傷し、または疾病にかかり、著しい障害を受けた方

●災害障害者見舞金の額

・世帯の生計維持者が重度の障害を受けた場合 250万円
・その他のものが重度の障害を受けた場合 125万円

●支給日

手続き後速やかに支給します。

＊お問い合わせは、地域福祉課まで

☎7449

町内の放射線量、 大気汚染関係について

現在、放射線量につきましては、毎日、宮城県原子力安全対策室から「宮城県内の放射線量について、健康に影響を与えるレベルではありません」という報告を受けております。これは新聞で毎日報道されているものと同じ内容になっております。

町としても放射線量の数値については、注意深く経過観察しているところでありますが、町独自のモニタリングは行っておりません。しかしながら、最近の状況を考えますと、七ヶ浜町の測定だけでなく、宮城県内全市町村での専門的モニタリングの必要性を感じ、宮城県に強く要望していたところであります。

今後の予定としましては、宮城県内全市町村に対し、7月上旬に測定器が1台ずつ配布されることになっております。その測定器により適切な測定方法のもと観測を実施し、公表していきたいと考えております。

また、環境省によるアスベストの大気濃度調査、土壌汚染については、6月中旬の予定で実施いたします。どちらも、調査結果は公表いたしますので、ご理解願います。

●モニタリング結果

宮城県原子力安全対策室ホームページに県内の放射能モニタリング結果が掲載されております。

宮城県原子力安全対策室ウェブサイ
ト 宮城県のモニタリング結果
<http://www.pref.miyagi.jp/gentai/press/pressH20315.html>

＊お問い合わせは、環境生活課まで

☎7454

公共機関 開館・閉館状況

◆災害対策本部（☎357-7436）

平日、土日祝日も開庁。午前8時30分から午後5時15分

◆役場各課窓口

平日のみ開庁。午前8時30分から午後5時15分

◆生涯学習センター（☎357-3302）

●中央公民館

7月1日より貸館などの通常業務開始。

●老人センター

7月より通常業務を開始しますが、送迎・入浴サービスは、当分の間利用することができません。

●すばく七ヶ浜

救援物資の搬入および災害ボランティアセンター事務局となっているため、当分の間は利用することができません。

◆図書センター

地震による損傷があるため、当分の間は利用することができません。

＊お問い合わせは、生涯学習センターまで。

◆歴史資料館（☎365-5567）

7月1日より通常業務開始。

◆七ヶ浜国際村（☎357-5931）

7月1日より貸館などの通常業務開始。

◆町内のスポーツ施設

●アクアリーナ

当面の間は休館。なお、会員の皆さまの年会費およびクーポン券の取り扱いにつきましては、会員様、クーポン券をご購入された方へご通知させていただきます。 ＊お問い合わせは、生涯学習センターまで

●アクアゆめクラブ事務局（☎357-7920）

通常どおり業務を行っています。

●町民体育館

地震による損傷があるため、当分の間は利用することができません。

●サッカースタジアム

コートの一部は利用可能です。

●野球場

通常どおり利用できます。

●テニスコート

地震による損傷があるため、当分の間は利用することができません。

●第1スポーツ広場、キャンプ場

応急仮設住宅用地のため使用停止。

●第2スポーツ広場

地震による損傷があるため、当分の間は利用することができません。

●町民プール

5月1日より営業を開始しています。

【土・日・祝日】 午後5時まで

【火～金曜日】 午後8時まで

●武道館

救援物資の保管場所となっているため、当分の間は利用することができません。

＊上記9施設へのお問い合わせは、アクアゆめクラブまで

震災の影響で、現在遠山保育所の安全確保が難しく危険であることから、4月11日より、汐見保育所1カ所での合同保育を行っています。

復興を誓って、前へ。

がんばろう 七ヶ浜!!

東北地方の高速道路の無料開放について

被災者支援

東日本大震災による被災者については、被災証明書などの提示により、東北地方（水戸エリアの常磐道を含む）を発着とする利用を無料開放します。

【被災者支援】

●対象車両 東日本大震災に係る被災証明書、り災証明書を有している者が乗車する車両で全車種

●実施期間

平成23年6月20日～当面1年間
※出口料金所で被災証明する書面（被災証明書、り災証明書）および本人確認できる書面（免許証等）の提示が必要となります。（本町では、被災届出証明書またはり災証明書となります）

※ETCレーンをご利用いただけません。ETCレーンを利用した場合、無料にはなりません。一般レーンを利用して、必ず通行券をお取りください。

■当面の復旧・復興支援
復旧・復興の物資等輸送のため、東北地方（水戸エリアの常磐道を含む）のトラック、バス（中型車以上）については、その緊急性に鑑み、当面無料開放します。

●実施期間
平成23年6月20日（月）午前0時
～当面8月末まで

●対象車種 中型車以上

●その他

※料金システム改修の準備が整うまでは、速やかに実施するため、

①東北地方（水戸エリアの常磐道を含む）を発着とする利用について無料開放します。

②入口料金所、出口料金所では一般レーンを通行する必要があります。

※料金システム改修後は東北地方走行分を無料とします。（現金+ETC）
※首都高速、阪神高速など、東北地方のNEXCOと一体で料金を徴収されない高速道路は対象外です。

※現在実施中の災害派遣等従事車両（ポランティア車両を含む）については、引き続き無料開放を継続します。（市町村で証明書を発行）

*お問い合わせは、NEXCO東日本
お客さまセンターまで
☎0570-024-024

各種イベントの中止・延期について

■第17回みやぎ国際トライアスロン七ヶ浜大会を中止します
ライフカレンダーに掲載しております「第17回みやぎ国際トライアスロン七ヶ浜大会」7月3日（日）を中止いたします。ご理解の程よろしくお願いたします。

*お問い合わせは、生涯学習課まで
☎33302

■菖蒲田海水浴場海開きを中止します
ライフカレンダーに掲載しております「菖蒲田海水浴場海開き」7月15日（金）を中止いたします。ご理解の程よろしくお願いたします。

*お問い合わせは、産業課まで
☎7443

町外へ避難されている方へ 町広報紙をお送りいたします

現在町外へ避難されている方へ、町の広報紙「広報しちがはま」を毎月お送りいたします。ご希望の方は、下記のとおり政策課までお申し込みください。

- 対象となる方 町外へ避難されている方
- 申込方法 電話・電子メール・FAXなどで、現在の住所、氏名、連絡先を政策課までご連絡ください。
※広報紙は、役場受付に備え付けているほか、町ウェブサイトにも掲載しております。

津波の写真・動画をご提供ください

町では、今回の地震や津波での被害を記録し、後世へ語り継ぐため、津波の写真や動画を集めています。皆さんが撮影された写真や動画がありましたら、ぜひご提供ください。

ご提供いただいた写真や動画については、今後の防災・減災対策として、町広報紙などで使用させていただきます。

*お問い合わせは、政策課まで ☎ 357-7439
✉ kouhou@shichigahama.com FAX 357-5744

■保育体験学習事業を中止します
ライフカレンダーに掲載しております「保育体験学習事業」7月25日（日）を中止いたします。ご理解の程よろしくお願いたします。

*お問い合わせは、生涯学習課まで
☎33302

■映画「エクレール・お菓子放浪記」上映会を延期します
ライフカレンダーに掲載しております「映画「エクレール・お菓子放浪記」上映会」7月23日（土）を延期いたします。ご理解の程よろしくお願いたします。

*お問い合わせは、国際村まで
☎5931

■だいき縄文体験2011を中止します
ライフカレンダーに掲載しております「だいき縄文体験2011」7月30日（土）、31日（日）を中止いたします。ご理解の程よろしくお願いたします。

*お問い合わせは、歴史資料館まで
☎55567

■七の市を当面の間休止します
毎月開催しておりました「七の市」について、当面の間休止します。開催が決まり次第お知らせします。

*お問い合わせは、産業課まで
☎7443

震災関係情報

仮設住宅

● 応急プレハブ仮設住宅の移動申し込みについて

現在家族4人でプレハブ仮設住宅に入居している世帯を対象に、国際村第2駐車場にある3Kタイプ（5人以上）のプレハブ仮設住宅を提供いたします。希望される場合は7月11日（月）までお申し込みください。なお、応募者多数の場合は抽選の上決定いたします。

● 提供戸数 11戸

● お問い合わせは、地域福祉課まで

☎7449

各種相談

■ 住宅の相談窓口を設置

七ヶ浜町職工組合（町内の建築業者で構成）が住宅相談を行っています。相談は無料ですが、補修に伴う資材費などは有料になります。

● とき 火く金曜日

午前8時30分～午後4時

● ところ

七ヶ浜町商工会内（図書センター隣）

● お問い合わせは、七ヶ浜町職工組合まで
☎5868

■ 預金・融資・保険など金融に関する相談窓口

東北財務局は、東北地方太平洋沖地震で被災された皆様からの預金・融資・保険など金融に関するご相談に対応する「金融相談窓口」を設置しています。

● 金融相談窓口専用ダイヤル

☎7078

● 受付時間

月～金曜日（祝日を除く）

午前9時～午後5時45分

● お問い合わせは、東北財務局まで

☎1111

各種証明

■ 被災証明書

家屋以外の動産（家財等）が七ヶ浜町内で被災した場合、本人の届出がなされたことを証明します。申請に印鑑は不要です。総務課で受付、即日発行します。

● とき 祝日を除く月～金曜日

午前8時30分～午後5時15分

● お問い合わせは、総務課まで

☎7436



津波被害による遺失物の縦覧

津波で流された写真、賞状、位牌などの縦覧を次のとおり行います。

【貴重品類以外のもの】

● とき 土日祝日のみ

午前9時30分～午後3時30分

● ところ

七ヶ浜サッカースタジアム

※所有者が判明できる一部の遺失物については、役場総務課でお預かりしています。

【貴重品類】

貴重品類は、最寄りの警察署（塩釜警察署、七ヶ浜交番（湊浜））に遺失届を提出してください。

● お問い合わせは、災害対策本部まで

☎7436

ボランティア

■ ボランティアの募集

七ヶ浜町災害ボランティアセンターでは、ボランティアを募集しています。

● 申込方法 電話か直接同センター（生涯学習センター内）へ申し込んでください。

☎080-5949-8452

☎090-6853-4490

● 受付時間 午前9時～午後4時

● 受付時間および活動終了予定時間

・ 受付 午前9時

・ 終了 午後4時終了予定

● 活動内容

がれきの撤去（砂浜など）、側溝清掃、その他

■ 家の片付けなど、私たちが手伝います！

● 依頼方法・受付時間

電話か直接七ヶ浜災害ボランティアセンターへ申し込んでください。

午前9時～午後4時

● 場所 すばく七ヶ浜

● 受付番号

☎080-5949-7368

☎080-5949-7369

● 活動内容

浸水家屋の家財や畳の運び出し、危険を伴わないもの、高齢世帯・一人暮らしの方の家の片づけ、その他要相談 ※ボランティアも随時募集中です。

● お問い合わせは、右記電話番号まで

都市基盤情報

上下水道

■ 污水処理場

■ 「仙塩浄化センター」について

今回の震災による津波の被害により、七ヶ浜町の汚水を処理している「仙塩浄化センター」が大きな被害を受け、下水をきれいにする能力が低下しています。

現在も機能回復に向け鋭意作業を進めています。汚水処理については、一次処理にて放流している状況であり、作業内容や風向きによっては臭気が強く感じられる場合もあります。同センター付近住民の皆様には大

復興を誓って、前へ。

がんばろう 七ヶ浜!!

変ご迷惑をおかけしますが、ご理解をいただきますようお願いいたします。宮城の川や海の環境を守るため、節水とともに自然にやさしい水利用および油や食べ残しなどを下水に流さないよう、ご協力をお願いします。

- 1 水道の蛇口はこまめに閉める。
- 2 油や食べ残しを下水に流さない。
- 3 お風呂の残り湯は洗濯などに再利用する

*お問い合わせは、宮城県中南部下水道事務所まで ☎4001

■町内の下水道施設について

町内の汚水中継ポンプ場およびマンホールポンプについては、菖蒲田浜字東原、湊浜緑地公園、菖蒲田浜字宅地のマンホールポンプを除き、仮設工事等で対処しポンプが稼働していません。

稼働していない箇所については、順次稼働へ向け作業を進めておりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

*お問い合わせは、水道事業所下水道係まで ☎7457

道路

■通行止めに関する情報

●主要地方面

塩釜七ヶ浜多賀城線
菖蒲田海浜公園前 復旧未定

■道路の段差にご注意ください

道路の陥没・亀裂・段差、災害復旧作業車両による交通渋滞が、発生しておりますので通行の際は、十分ご注意ください。

*お問い合わせは、建設課まで

☎7441

交通

■七ヶ浜町民バス「ぐるりんこ」

平成23年4月11日より、暫定ルートおよび暫定ダイヤによる有料運行を開始しました。

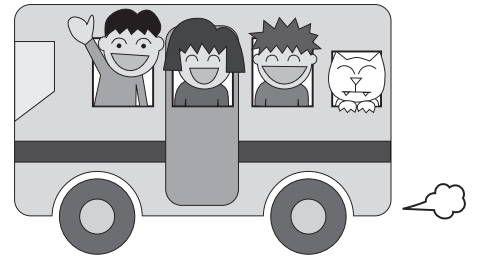
【運行内容】

●バス1台が津波被害の影響を受けたことに伴い、通常の4台運行から暫定的に3台で運行し、3台運行を考慮した暫定ダイヤとします。

●日中便多賀城方面ルートは、3台運行を考慮し、当面の間休止します。

●朝夕方便塩釜方面菖蒲田始発は、津波被害による道路事情を考慮し、七ヶ浜農協始発とし1区間短縮します。

●日中便菖蒲田ー七ヶ浜農協前区間の県道は、現在通行止めとなつているため通行止めが解消されるまで迂回運行とします。また、菖蒲田バス停の位置を町道横断線側に一時的に移動します。



●日中便の松ヶ浜・菖蒲田浜・代ヶ浜・東宮浜・要害地区は、地震および津波被害による町道の道路復旧が完了するまで、朝夕方便と同じルートとします。

●土日祝日ダイヤは組まず、すべて同一ダイヤとし、災害復旧のための買付物支援のために増便します。

【運行本数・平日】

3台運行(従来4台運行)

朝夕方便塩釜方面

上り11本、下り8本

(従来上り14本、下り8本)

日中便塩釜方面

上り9本、下り9本

(従来上り8本、下り10本)

日中便多賀城方面

なし

【運行本数土日祝日】

3台運行(従来2台運行)

朝夕方便塩釜方面

上り11本、下り8本

(従来上り4本、下り2本)

日中便塩釜方面

上り9本、下り9本

(従来上り5本、下り4本)

日中便多賀城方面

なし

(従来上り2本、下り3本)

※運行路線図・時刻表は、運行路線図・時刻表は、七ヶ浜ウェブサイトに

「七ヶ浜町民バス「ぐるりんこ」暫定ルートおよび暫定ダイヤでの運行開始について」をご覧ください。

*お問い合わせは、政策課まで

☎7439

電話

■七ヶ浜収容局の復旧情報

菖蒲田浜地区にあったNTTの収容局が水没したことによる固定電話(光回線、ADSL回線等含む)の復旧は、平成23年4月14日から亦楽地区等、順次復旧していますが、6月末に町内全域の復旧予定となつておりません。ただし、幹線の電柱が流失している箇所など一部地域については7月以降の復旧となる場合があります。詳しくは、NTT東日本(電話113)にお問い合わせください。

■電話料について

今回の災害による電話機の故障および避難指示が出されて避難された場合、避難指示が解除されるまでの期間の基本料金は無料になります。

また、災害救助法に指定された区域(本町は指定)で救助されて入院などした場合は、その入院期間の基本料金は無料になります。ただし、この場合は、申し出が必要になります。

*お問い合わせは、NTT東日本料金問合せセンターまで
☎0120-032277

■公共施設の電話回線

役場の電話は、平成23年4月14日に、七ヶ浜国際村は5月27日に復旧しました。なお、遠山保育所、図書センター、アクアリーナについては地震による損傷のため、現在電話を休止しております。

電気

■電気復旧情報

電柱等流失している菖蒲田浜の一部、花洲浜の一部、代ヶ崎浜の一部は現在未定です。浸水していない家屋であっても、その家屋までの間に電柱等の設備が壊れている場合や家屋が離れている場合などは、通電していないことがあります。その場合は東北電力(株)までお問い合わせください。

＊お問い合わせ 東北電力塩釜営業所まで ☎9981

■電気料金について

今回の災害で、電気の使用量がゼロの場合(家屋の全壊等や避難指示が出されて避難された場合)、特別措置として基本料金が無料になります。ただし、申請が必要です。また申請時、被災証明書(後日でも可)が必要です。

＊お問い合わせ 東北電力塩釜営業所まで ☎9981

■電気料金の特別措置

震災により災害救助法が適用された市町村(七ヶ浜町該当)およびその周辺地域において、被害に遭われたお客さまからお申し出があった場合には、次のとおり電気料金などの特別措置を講ずることとしております。

●電気料金の早収期間(検針日から数えて21日間)および支払期限(検針日から数えて51日間)の延伸

被災されたお客さまの平成23年2月(ただし、早収期限日が平成23年3月11日以降となるものに限ります)、3月および4月分の電気料

金の早収期間および支払期限をおのおの1カ月間延長いたします。

●不使用月の電気料金の免除

被災されたお客さまが、被災時から引き続き全く電氣を使用しない場合には、6カ月間に限り、電気料金(不使用料金(基本料金の半額))は申し受けません。

●工事費負担金(注)の免除

被災されたお客さまが、被災前と同じ契約内容で平成23年9月末日までに、電氣の使用を申し込まれた場合は、工事費負担金は申し受けません。

●臨時工事費(注)の免除

被災されたお客さまが、平成23年9月末日までに臨時電灯または臨時電力の使用を申し込まれた場合は、臨時工事費は申し受けません。

●被災されたお客様の電氣施設の一部が使用不能となった場合

お客さまの電氣施設の一部が使用不能となった場合の使用不能設備相当分の基本料金は、平成23年9月末日までは申し受けません。

●被災されたお客さまが平成23年9月末日までに引込線、計量器等の取付位置の変更を申し込まれた場合
諸工料(注)は申し受けません。

(注)工事費負担金、臨時工事費および諸工料とは、お客さまからのお申し込みにより、電氣設備を新たに設置したり、移動したりする場合などにおいて、お客さまよりいただくものを言います。

＊お問い合わせは、
窓口コールセンター
☎0120-1175-466

または、お申し込み窓口塩釜営業所
お客さまセンターまで
☎9981

金融

■中小企業支援窓口のお知らせ

東日本大震災により、影響を受けた中小企業の方々の資金繰り、事業再建等の主な相談窓口は次のとおりです。

●平日

・宮城県保証協会経営支援部
☎5230

・本店営業部
☎6421

・仙台東支店
☎9021

午前9時～午後7時

●土・日・祝日(本店一括対応)

・経営支援部
☎5230

午前9時～午後6時15分

なお、各お取引先金融機関でも相談を行っておりますのでご相談ください。

【勤労者向け地震災害特別融資制度のお知らせ】

宮城県では東日本大震災で被災した勤労者を対象に、東北労働金庫と提携し生活資金の融資制度を実施しています。

●使途 震災による家屋等の修繕費用、家財道具購入費用、罹災車両の買換費用、傷病の治療費、葬祭費用、災害時の当座の生活資金、等

●融資金額 最高200万円

●融資金利 年0.8%

(別途保証料が必要)

●融資期間 10年以内

●申込期間 9月30日まで

＊お問い合わせは、宮城県雇用対策課まで
☎2771

生活基盤情報

住宅

■民有地内のがれき、損壊家屋の撤去作業

民有地内のがれき、損壊家屋の撤去作業を町が無償で行っています(作業は委託している業者が行います)。震災により被災を受けた危険箇所について、作業対象となりますので、撤去作業を希望される方は、「私有財産撤去承諾書」を建設課へ提出してください。

●受付締切日 8月31日(水)まで

●注意事項

- ①建物については、東日本大震災により「全壊・大規模半壊または半壊」の被害を受けていること(「被災証明書」が必要になります)
- ②建物の撤去作業は1棟ごとです。建物の一部解体、建物基礎・ブロック基礎・擁壁などの土留めについては撤去作業を行いません。
- ③作業は津波被害の甚大な沿岸地域より開始していきますのでご了承ください。
- ④町が委託している業者は、「七ヶ浜町建設安全協力会」です。腕章を身に付けています。
- ⑤詐欺行為が横行しています。充分ご注意ください。
- ⑥地震保険等に加入されている方は、保険会社等へ連絡を行ってから提出してください。

復興を誓って、前へ。

がんばろう 七ヶ浜!!

なお、作業員の健康管理のため、毎週日曜日・第2、第4土曜日および祝日の作業をお休みします。
*お問い合わせは、建設課まで
☎7441

■災害救助法に基づく「住宅の応急修理制度」

平成23年3月11日の東日本大震災により「全壊・大規模半壊または半壊した住宅」を市町村が業者に依頼して一定の範囲内で応急修理する制度です。

●対象世帯

以下の全ての要件を満たす世帯が対象となります。

・大規模半壊または半壊の被害を受けたこと（市町村が発行するり災証明書が必要となります）。なお、全壊の場合でも、応急修理をすることにより、居住が可能となる場合は対象となります。

・応急修理を行うことにより避難所などへの避難を要しなくなると見込まれること。

・応急仮設住宅を利用しないこと。

●所得制限など

平成21年度の世帯全体の年収等が以下のいずれかに該当する世帯が対象です。

・世帯全体の年収が500万円以下の場合

・世帯全体の年収が500万円超、700万円以下で、かつ、世帯主が45歳以上または要援護世帯

・応急仮設住宅を利用しないこと

ただし、大規模半壊または全壊の住家被害を受けた世帯については、所得制限はありません。

●住宅の応急修理の内容

住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所などの日常生活に必要欠くことのできない部分であって、より緊急を要する箇所について実施します。緊急度の優先順位は次のとおりです。

- ① 屋根、柱、床、外壁、基礎等
- ② ドア、窓などの開口部
- ③ 上下水道、電気、ガス等の配管、配線
- ④ 衛生設備

※地震の被害と直接関係のある修理のみが対象です。

※内装に関するものは、原則として対象外です。

●対象製品は対象外です。

※家電製品は対象外です。

●限度額
・一世帯あたり52万円
・同一世帯（1戸）に2以上の世帯が居住している場合でも、右記一世帯あたりの限度額以内となります。

*お問い合わせは、建設課まで
☎7442

■災害復興住宅融資の融資金利引き下げについて

災害復興住宅融資（建設・購入）の基本融資金利率1・87%（平成23年4月20日時点の金利水準）を、当初5年間は0%まで引き下げ、6〜10年目は申し込み時の災害融資金利から0・53%引き下げます。

また、災害復興住宅融資（補修）の融資金利率1・87%（平成23年4月20日時点の金利水準）を、当初5年間は1%まで引き下げます。

詳しくは、独立行政法人住宅金融支援機構「東日本大震災 特設サイト」をご覧ください。

東日本大震災 特設サイト
<http://www.jhf.go.jp/shinsai/index.html>

衛生

■家庭からの災害ごみ

災害により発生した家庭ゴミ（せともの・可燃粗大ごみ・廃家電など）の受け入れは、6月15日（水）で終了しました。それ以外の災害ゴミ（解体による廃棄物・ブロックなど）の搬入については、許可申請が必要となります。

*お問い合わせは、環境生活課まで
☎7454

■水害時の消石灰による消毒法

水害で床上、床下浸水の被害に覆われたご家庭では消毒が必要です。消石灰を床下や土にまんべんなくふりかけ、風通しをよくして乾燥させてください。

●消石灰の取り扱い

長袖、長ズボンを着用し、メガネ・マスク・ゴム手袋等を使用し、皮膚や目につかないなど注意します。水洗トイレ、浄化槽には消毒薬を散布しません。皮膚についたときは、大量の水と石鹸でよく洗い流します。目に入った場合は、水で15分以上洗い流し、医師の診察を受けてください。

※消石灰は、環境生活課にご請求ください。

*お問い合わせは、環境生活課まで
☎7454

■被災した車の処理

震災により放置されている車については、所有者に代わって町が撤去し、菖蒲田浜町営住宅前に一時保管します。所有者は、環境生活課にご連絡ください。

*お問い合わせは、環境生活課まで
☎7454

福祉

■健康保険・国民年金

被災して医療機関等で受診する際、各種健康保険の緊急措置としての取扱いについては次のとおりです。

【国民健康保険被保険者および後期高齢者医療制度加入者の方】

●7月1日から被保険者証の提示が必要でず

平成23年7月1日から、保険診療を受ける際には、被保険者証の提示が必要になります。

被保険者証を紛失・流失等されてしまった方は、役場での再交付の手続きをしてください。ご来庁の際には、認印・本人確認できるもの（例 免許証、年金証書等）をご持参ください。

●窓口負担の免除には、免除証明書が必要でず
受診した際の窓口負担の免除をうけるためには、一部負担金等の免除証明書の提示が必要となります。

医療機関の窓口で申し出たことにより、窓口負担が免除されていた方について、平成23年7月1日からは、保険診療を受ける際には、被保険者証と一緒に一部負担金等の免除証明書の提示が必要になります。

●各種費用の減免措置
被災した七ヶ浜町に居住する介護保険の被保険者（以下「被災被保険者」）が介護給付又は予防給付の利用に際し負担する費用（以下「給付負担額」）並びに介護保険施設等における食費および居住費若しくは滞在費に

〈図書センター7月のよみきかせ〉

7/7 (木)、7/28 (水)、午前10時30分より、図書センターが使用できないため、子育て支援センターにてよみきかせを行います。どうぞ親子でご参加ください。

係る当該被災被保険者が負担する費用(以下「食費等負担額」)を減免いたします。なお、食費等負担額の減免については、給付負担額を減免された方が対象となります。

【該当になる方と申請の際の添付書類】

災害救助法の適用地域(七ヶ浜町該当)の住民であり、以下のいずれかに該当する方。(地震発生後、他市町村に転出した方については、転出先の市町村での免除証明の申請となります)

■住家が全半壊、全半焼またはこれに準ずる被災をした場合

① 災害証明書

■主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った場合

【主たる生計維持者が死亡した場合】

① 災害証明書もしくは被災証明書
② ①にその旨の記載がない場合は、死亡診断書

③ ②のみでは判断困難な場合は、併せて死亡診断書に準じる医師による証明書

④ 警察の発行する死体検案書

【主たる生計維持者が重篤な傷病を負った場合】

① 医師の診断書

■主たる生計維持者の行方が不明である場合

① 警察等に行方不明者に係る届出をしていることが確認できるもの

■大震災により主たる生計維持者が業務を廃止し、若しくは休止し、又は失職し、現在収入がない場合

① 公的に交付される書類であつて、事実の確認が可能なもの(税務署に提出される廃業届、異動届の写し等)

② 事業主等による証明書(公的に発行される書類による確認が困難な場合に限り)

■原子力災害対策特別措置法第15条第3項の規定による避難のための立退もしくは屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため避難もしくは退避を行っている場合または同法第20条第3項の規定による計画的避難区域もしくは緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部の指示の対象となつている場合

① 避難指示等の対象地域に住所を有していたことが確認できるもの

※免除証明書発行について、事務処理上、申請から数日かかる場合もあります。ご了承ください。

●一部負担金等の還付について

3月11日以降、流失などの理由により保険証を持たずに医療機関等で受診し10割負担をした方、また、被災し減免の該当となつている方で一部負担金を支払った方は差額などを還付いたしますので、町民課窓口にて手続きをお願いします。

◇必要なもの

国民健康保険被保険者証、医療機関等での領収証、印鑑、口座のわかるもの(通帳等)
*お問い合わせは、町民課まで

子育て支援センターだより

◆ベビールーム「めんこ・めんこ」◆

2か月から6か月の赤ちゃんと保護者の方を対象に、ベビーマッサージやフリートークで楽しく過ごします。

- とき 7月26日(火)午前10時～
- ところ 子育て支援センター
- 持ち物 バスタオル、タオル2枚、オムツ、ミルク(母乳)、母子手帳
- 申込 7月22日(金)まで

◆あそぼ・あそぼ◆

フロアいっぱい広げた紙に、たくさんお絵描きしましょう。今回はカラーセラーピーの先生を招いての「親子で、でっかくお絵描き」です。

- とき 7月15日(金)午前10時～
- ところ 子育て支援センター
- 持ち物 クレヨン

◆子どものこころの健康相談◆

震災後、子どもの行動に落ち着きがない、夜泣きが出てきたなど、困ったことがありましたら、お気軽にご相談ください。

- とき 7月15日(金)、25日(月)
- ところ 子育て支援センター
- 対応 NPOここねっと発達支援センター緊急こどもサポートチーム

◆みんなで遊べる「すまいる広場」◆

(子育て支援センター自由開放日)

子育て支援センターを開放します。お子さんと一緒に、自由に遊べる室内広場です。また、保育士・保健師が子育ての相談に応じています。

【7月～8月上旬の開放日】

- 7月 1日(金)・4日(月)・5日(火)・6日(水)・7日(木)・8日(金)・11日(月)・12日(火)・15日(金)・19日(火)・22日(金)・25日(月)・26日(火)・27日(水)・28日(木)

●8月(月上旬)

- 1日(月)・2日(火)・3日(水)・4日(木)・5日(金)・8日(月)・9日(火)

※いずれも午前9時～午後4時
※7/26は午後のみ
(都合により変更する場合があります)

◆まつぼっくりdayに参加しませんか◆

一時保育利用を考えている方を対象に、まつぼっくり広場を開放します。親子で一緒に遊みましょう。

- とき 7/5(火)、19(火)
午前10時～11時
- ところ まつぼっくり広場
- 人数 1日5組(要予約)

◆親子ふれあいバスツアー◆

バスに乗って動物園に出かけませんか?

- とき 7/14(木)
- ところ 八木山動物園
- 持ち物 飲み物、おやつなど
- 人数 親子20組程度
申込多数の場合は先着順
- 申込期間 7月12日(火)まで

◆皆さまの子育てを応援しています◆

子育ての悩みや育児などについての相談に、随時応じています。ママ同士の交流や情報交換の場としてもご利用ください。

お申し込み・お問い合わせは、子育て支援センターまで ☎ 357-7455

〈絵本と仲良し〉図書センターからの移動図書館です。おすすめの絵本や紙芝居に触れることができますよ。

●とき 7月12日(火)午前10時30分～11時まで ●ところ 子育て支援センター

復興を誓って、前へ。

がんばろう 七ヶ浜!!

■国民年金保険料の免除

東北地方太平洋地震の被災により、被保険者、世帯主、配偶者又は被保険者、世帯主若しくは配偶者の属する世帯の他の世帯員の所有に係る住宅、家財、その他の財産につき被害金額（保険金、損害賠償金に補充された金額を除く。）がその価格のおおむね2分の1以上の損害を受けた場合には、申請に基づき、国民年金保険料が全額免除になります。

免除申請の手続きは、平成23年7月末日までになります

*お問い合わせは、町民課まで

☎7446

■労働保険料等の免除の特例

このたびの東日本大震災により被災された事業主の方は、一定の要件に該当するときは、労働保険料等の免除を受けることができます。

●免除の要件

- ・3月11日に特定被災区域（宮城県全域が該当）に所在していること。

- ・大震災により損壊等の被害が生じるなどにより、休業または事業活動を縮小していること。

- ・大震災発生前の直近の賃金支払月の労働者一人当たりの賃金額と比べて、労働者一人当たりの1ヶ月間の賃金額が2分の1未満になっていること。

*お問い合わせは、宮城県労働局まで

☎8842

各種健（検）診のお知らせ

町民皆さまの健康増進を図るため、次のとおり各種健（検）診を実施します。

【実施する健（検）診】

- 健康診査(35歳から39歳の方で受診希望のあった方)
- 後期高齢者健康診査(75歳以上の方で受診希望のあった方)
- 特定健康診査(40歳から74歳までの町国民健康保険加入者)
- 大腸がん検診(40歳以上の方で受診希望のあった方)
- 肺がん検診(40歳以上の方で受診希望のあった方)
- 結核検診(65歳以上の方で受診希望のあった方)
- 前立腺がん検診(50歳以上の男性で受診希望者のあった方)

【持ち物】

受診票（7月中旬に各家庭に配付します。）、健康保険証

【自己負担金】

平成23年度に限り無料とします。

【注意事項】

※40歳から74歳の七ヶ浜町国民健康保険加入者は、町が実施する特定健康診査の対象となりますので、ぜひ各会場で受診してください。

※会場での健（検）診の追加申込みや受診票の紛失による受診票の再交付は他の受診者の迷惑になりますので、健（検）診期間の前にご連絡の上、健康増進課窓口まで受診票を取りに来ていただくようお願いします。

※会場では大変お待たせすることになりますが何卒ご容赦願います。

※大変暑い時期に健（検）診を実施することになりました。各自暑さ対策をお願いします。



とき	ところ	対象地区	とき	ところ	対象地区
8/1(月)	午前9時30分～午前11時 汐見小学校体育館	松ヶ浜	8/7(日)	午前9時30分～午前11時 亦楽小学校体育館	指定日に受診できない方
2(火)		境山1・2丁目	8(月)		菖蒲田浜
3(水)		遠山1・2丁目	9(火)		花渕浜
4(木)		遠山3～5丁目	10(水)		湊浜 吉田浜
5(金)		汐見台1～4丁目	11(木)		代ヶ崎浜 亦楽・御林
6(土)		汐見台2・6丁目 南1・2丁目	12(金)		東宮浜 要害

お申し込み・お問い合わせは、健康増進課まで ☎357-7448

【労災保険年金・特別遺族年金の定期報告書の提出期限延長】

東日本大震災により、災害救助法が適用された市町村に住所を有する皆様の定期報告書の『提出期限』（通常は6月30日）が平成23年8月31日に延長されることとなりましたのでお知らせいたします。

定期報告書の添付書類（診断書、戸籍、住民票等）について、個別のご事情によりご提出が困難な方は、労働基準監督署にご相談ください。
*お問い合わせは、労働基準監督署まで
☎9071

保健

■平成23年6～7月の各種乳幼児健診並びに集団予防接種

【3～4か月児健康診査】
（BCG予防接種も同時実施）

●とき 7月14日(木)

午後12時15分～30分

●ところ 母子健康センター

●対象

平成23年3月3日～4月14日出生児

【3歳児健康診査】

●とき 7月20日(水)

午後12時15分～30分

●ところ 母子健康センター

●対象

平成20年1月1日～1月31日出生児

【1歳6か月児健康診査】

●とき 7月21日(木)

午後12時15分～30分

●ところ 母子健康センター

●対象

平成21年12月1日～12月31日出生児

【ポリオワクチン予防接種】

平成23年10月26日(水)・28日(金)・31日(月)に実施します。【1歳児歯科健康診査】

平成23年度は実施しないこととなりました。何か気になる場合は、かかりつけ歯科医師にご相談願います。

【2歳6カ月児歯科健康診査】

平成23年度は実施しないこととなりました。何か気になる場合は、かかりつけ歯科医師にご相談願います。

*お問い合わせは、健康増進課保健指導係まで
☎7448

■仙台保健福祉事務所（塩釜保健所）仮移転のお知らせ

塩釜市北浜四丁目の仙台保健福祉事務所（塩釜保健所）は、建物の改修工事のため、7月11日（月）から当分の間、二か所に分かれ業務を行います。環境部門は多賀城市の県多賀城分庁舎（旧仙台東土木事務所）、保健福祉部門は、仙台市の県仙台合同庁舎に移転します。ご来所の際は、ご注意ください。

*お問い合わせは、仙台保健福祉事務所（塩釜保健所）まで
☎5502

教育

■夏休みと秋休みの期間変更

震災の影響により始業日が遅れたため、町内小中学校の今年度の夏季休業日と秋季休業日が次のとおり変更となります。

●夏季休業日

7月21日(木)～8月16日(火)

●秋季休業日 なし

*お問い合わせは、教育総務課まで

☎7440

■七ヶ浜中学校の向洋中学校での授業について

現在、震災の影響により七ヶ浜中学校の校舎が使用できないため、当面の間、向洋中学校の一部を借りて授業を行います。これに伴い、七ヶ浜中学校への連絡は、次の臨時電話にて対応いたしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

●七ヶ浜中学校連絡先

☎3251
*お問い合わせは、教育総務課まで
☎7440



税

■平成23年度町税等の納期をお知らせします

●軽自動車税

●納期限 8月1日(月)

●固定資産税

●納期限

第1期分 8月1日(月)

第2期分 9月30日(金)

第3期分 11月30日(水)

第4期分 1月31日(火)

●町県民税(普通徴収)

●納期限

第1期分 8月31日(水)

第2期分 10月31日(月)

第3期分 12月26日(月)

第4期分 3月29日(木)

6月下旬に納税通知書を発送いたしました。減免については、納税通知書に同封されているお知らせをご覧ください。

【町県民税(特別徴収)】

給与所得者の町県民税は、通常は6月から翌年の5月までの12ヶ月で給与から天引き徴収されますが、平成23年度は6月分と7月分を徴収せずに8月から翌年5月までの10ヶ月で徴収します。(年税額は変わりません)

「特別徴収税額の決定通知書」は7月中旬以降に特別徴収義務者(勤務先)を通じて納税義務者へ交付されます。

●国保税・介護保険料

●納期限

第1期分 9月30日(金)

第2期分 10月31日(月)

第3期分 11月30日(水)

第4期分 12月26日(月)

第5期分 1月31日(火)

第6期分 2月29日(水)

第7期分 3月29日(木)

第8期分 5月1日(火)

第9期分 5月25日(金)

今回の震災による税等の減免については、納税通知書に同封されるお知らせをご覧ください。

*お問い合わせは、税務課 住民税係まで
☎7452



固定資産(都市計画)税の納税通知書を送付します

1月1日現在、町内に土地・家屋・償却資産を所有される方に課税されます。納税通知書には、土地・家屋課税明細書が同封されます。今回の震災による税の減免については、納税通知書に同封されるお知らせをご覧ください。

*お問い合わせは、税務課 固定資産税係まで
☎7452

長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の通知書を送付します

平成23年度の保険料額が決定しましたので、「保険料決定通知書」と併せて各通知書を送付いたします。この制度では加入者一人ひとりに保険料を納めていただくこととなります。

●普通徴収(個別に納入)
7月下旬発送

●保険料納入通知書
「保険料納入通知書」
7月下旬発送

●特別徴収(年金天引き)
「特別徴収開始通知書」
7月下旬発送

*納付に関するお問い合わせは、税務課住民税係 まで
☎7452

*保険料に関するお問い合わせは、後期高齢者保険広域連合まで
☎1021

自動車税の課税を停止

県では今回の震災で使用不能または所在不明となった自動車(軽自動車を除く)について、平成23年度からの自動車税の課税を停止します。

課税を停止するためには申請が必要ですが、後日お送りする自動車税納税通知書に、申請用はがきを同封しますので御利用ください。申請は、4月以降も当分受け付けます。

なお、自動車税納税証明書の有効期限を延長する予定ですので、平成23年5月30日有効期限の納税証明書は大切に保管してください。各種減免申請手続きも期限を延長する予定です。
*お問い合わせは、塩釜県税事務所まで
☎4191

自動車・軽自動車の廃車手続き

所在不明の場合でも、廃車の手続きが必要です。自動車については、陸運支局(☎2517)。軽自動車については、軽自動車協会(☎5724)にお問い合わせください。

年金

年金手帳を失くした方について

年金手帳に記載されている「基礎年金番号」は、個人情報である年金の加入記録などを管理するものであり、一生涯変わらず使用される番号です。

就職、結婚、退職といった人生の節目での年金の届出や、年金に関するお問い合わせ、老後に年金を請求する際などに「年金手帳」は必要になります。

汚したり、失くしたりしたときは、

仙台東年金事務所若しくは役場町民課国保年金係窓口にて「年金手帳再交付申請書」を提出して、年金手帳の再交付を受けてください。

手続きに必要なもの

・印かん、本人確認出来るもの
今回の被災によりお手元に印かん、本人確認出来るものがない方は、窓口にてご相談ください。また、役場での手続きの場合数カ月かかりますが、年金事務所では即日発行となります。お急ぎの方は年金事務所にて手続きをしてください。

年金証書を失くした方について

年金証書は、年金を受ける権利があることを証明するものですから、各種届出書を提出するときに必要になります。汚したり、失くしたりしたときは、仙台東年金事務所にて「年金証書再交付申請書」の提出が必要です。

「年金証書再交付申請書」のハガキは役場町民課窓口にごさいます。必要事項を記入・押印し、ポストに投函して年金証書の再交付を受けてください。

役場での手続きの場合1週間程度かかりますが、年金事務所でも手続きを行った場合は即日交付となります。お急ぎの方は年金事務所にて手続きをしてください。

*お問い合わせは、町民課まで
☎7446

震災特別旅券

東日本大震災によりパスポートを紛失・焼失された方は、これら旅券が不正使用される可能性もあるため、紛失届の提出をお願いいたします。

都道府県旅券事務所では、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により自宅が滅失したり損壊するなどしてパスポートの紛失届を提出された方が希望する場合、紛失なごしたパスポートの残存有効期間を限度とする震災特別旅券を、手数料なしで発行する特例措置を行っています。

*お問い合わせは、宮城県パスポートセンターまで
☎2278



登記

登録免許税の免除特例

平成23年4月27日に「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」が公布・施行され、登録免許税を免除する次の特例が設けられました。

被災した建物の建替え等に係る登録免許税の免除

東日本大震災により住宅や工場などの建物に被害を受けた方（法人を含む）が、滅失した建物に代わるものとして新築若しくは取得をした建物の所有権の保存・移転の登記又はその建物の敷地の用に供する土地の所有権（地上権・賃借権）の移転（設定）の登記で、平成23年4月28日から平成33年3月31日までの間に受けるものについては、一定の要件の下、登録免許税が免除されます。（※）

また、この免税措置の特例の適用を受ける土地・建物の新築又は取得のための資金の貸付けが行われる場合における抵当権の設定の登記についても、上記の登記と同時に受けるもの限り、登録免許税が免除されます。

※この免税措置の適用を受けるためには、登記の申請書に、り災証明書などを添付しなければなりません。

■被災した船舶・航空機の再建造等に係る登録免許税の免除

東日本大震災により船舶・航空機に被害を受けた方（法人を含む）が、滅失した船舶・航空機に代わるものとして建造又は取得をした船舶の所有権の保存・移転の登記又は航空機の

新規・移転登録で、平成23年4月28日から平成33年3月31日までの間に受けるものについては、一定の要件の下、登録免許税が免除されます。（※）

※この免税措置の適用を受けるためには、登記・登録の申請書に、被災証明書類を添付しなければなりません。

*お問い合わせは、仙台法務局塩釜支局まで
☎23338

登記手数料の免除特例

平成23年5月13日に「東日本大震災の被災者等に係る登記事項証明書等の交付についての手数料の特例に関する政令」が公布・施行され、登記事項証明書等の交付請求（オンライン交付請求は除く）に関する手数料を免除する次の特例が設けられました。

登記手数料が免除される方

●東日本大震災によりその所有する建物または賃借権を有する建物に被害を受けた方

●東日本大震災によりその所有する船舶または賃借権を有する船舶に被害を受けた方

登記手数料の免除の対象となる不動産・船舶

●東日本大震災により被害を受けた建物（被災建物）

●被災建物の敷地

●被災建物に代わるものとして新築または取得した建物（被災代替建物）

※被災建物の敷地に新築する場合のほか、他の土地に新築または取得をする場合を含む。

●被災代替建物の敷地

●東日本大震災により被害を受けた船舶（被災船舶）

●被災船舶に代わるものとして建造または取得をした船舶（被災代替船舶）

登記手数料の免除の対象となる証明書など

（オンライン交付請求は除く）

- 登記事項証明書
- 地図、建物所在図又は地図に準ずる図面の全部または一部の写し
- 土地所在図、地籍測量図、地役権図面、建物図面又は各階平面図の全部または一部の写し

登記手数料の免除の対象となる請求をする場合に提示が必要な書面

【被災建物とその敷地、被災代替建物とその敷地】

1. り災証明書や被災証明書など（請求人の所有又は賃借する建物が東日本大震災により被害を受けたことについての市町村長の証明書）
2. 被害を受けた建物の所有者または賃借人の相続人が請求する場合には、戸籍謄本など

【被災船舶、被災代替船舶】

1. 以下のいずれかに該当する書面
 - 船舶登録事項証明書（抹消）
 - 漁船原簿謄本（抹消）
 - 海難証明
2. 被害を受けた船舶の所有者又は賃借人の相続人が請求する場合には、戸籍謄本など

登記手数料の免除の対象となる請求ができる期間

平成33年3月31日まで。ただし、被災代替建物とその敷地、被災代替船舶については、被災者等が被災代替建物、船舶の登記名義人（または

表題部所有者）となった日から1年間に限ります。

*お問い合わせは、仙台法務局塩釜支局まで
☎23338



NHK放送受信料

NHK放送受信料の免除

「東日本大震災」における放送受信料の免除を、次のとおり実施します。

免除の範囲

①災害救助法が適用された区域内（七ヶ浜町該当）において、半壊、半焼または床上浸水以上の程度の被害を受けた建物の放送受信契約

②災害救助法が適用された区域内（七ヶ浜町該当）において、災害対策基本法に基づく避難の勧告、指示または退去命令を継続して1か月以上受けている方の放送受信契約

免除の期間

平成23年3月から8月まで

※①、②ともに該当する方は②となります。

免除の手続き

NHKによる調査等により、手続きを進めます。現段階でNHKにご連絡いただく必要はありません。

*お問い合わせ先（フリーダイヤル）
☎0120-151515



お知らせ

7月の納税(納期限8月1日)

今月は、固定資産(都市計画)税1期、軽自動車税で、納期限は8月1日(月)です。期限まで納付されない場合、督促手数料および延滞金が加算されます。

*お問い合わせは、町税等徴収特別対策室まで
☎7453



人権相談所の 全国统一電話番号

●統一電話番号

☎0570-003-110

午前8時30分〜午後5時15分

※右記ナビダイヤル番号は、平成23年4月18日から実施されましたが、かけた場合、最寄りの法務局または支局に接続されます。また、PHS電話や一部のIP電話からは利用できません。相談は、法務局職員または人権擁護委員が応じます。秘密は守られません。

*お問い合わせは、仙台法務局塩釜支局まで
☎2338

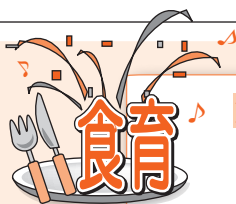
人権擁護委員に 高原重輝さん再任



町の人権擁護委員に、高原重輝さん(汐)が7月1日付けで法務大臣から再委嘱されました。お悩みや心配ごとがございましたら、お気軽にご相談ください。

*お問い合わせは、総務課まで

☎7436



第37回

「食中毒に気をつけましょう！」

アラカルト

梅雨の時期は、じめじめ・むしむしとした過ごしにくい日が続きます。この時期にはカビや細菌の動きが活発になり、食中毒が心配されます。食中毒予防の3原則は、「つけない」「増やさない」「やっつける」です。今回は、家庭で気をつけたい食中毒のポイントについてお知らせします。毎日の食事をおいしく安心して食べるために、毎日の衛生管理にお役立てください。

【調理を始める前に】

- ①手をきれいに洗いましょう。
- ②新鮮な食材を使いましょう。
- ③調理器具は清潔なものを使いましょう。

【調理中に気をつけたいことは】

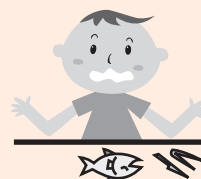
- ①生の卵や肉・魚介類に触ったら、石けんでよく手を洗いましょう。
- ②包丁やまな板を使う時は、最初に加熱しないで食べる生野菜などを切り、その後に魚介類や生肉を切るようにしましょう。

※まな板は、野菜用と魚・肉用に分けて使うように2枚準備することをおすすめします。

- ③卵は割ったらすぐに使いましょう。
- ④加熱する食品は、中心部まで十分に火が通るようにしましょう。
(温度計があれば、中心温度が75℃で1分以上の加熱が目安です。)
- ⑤生の食品に使った調理器具は、すぐに洗剤を使って洗いましょう。
- ⑥料理を盛りつける時は、清潔な器具や食器を使いましょう。

【調理後は】

- ①食事の前に、きれいに手を洗いましょう。
- ②調理した食品は、早めに食べきりましょう。残ったら清潔な容器に入れ、冷蔵庫や冷凍庫で保存しましょう。
- ③作りおきの料理を食べる場合は、再度じゅうぶんに加熱しましょう。



平成23年度HIV抗体検査

●とき

- 7月6日(水)、20日(水)
- 8月3日(水)、17日(水)
- 9月7日(水)、21日(水)
- 10月5日(水)、19日(水)
- 11月2日(水)、16日(水)
- 平成24年1月18日(水)
- 2月1日(水)、15日(水)
- 3月7日、21日(水)
- 午前9時～午前11時

●ところ

予約時に確認願います

●予約受付日・時間

平日午前9時～午後5時まで

※検査実施日の前日までに予約をお願いします。

※検査費用は無料です。

*お問い合わせは、塩釜保健所 疾病対策係まで
☎5504

こころの相談

イライラする、不安が強い、やる気がでない、眠れないなど、悩みや困りごとがある方やそのご家族の方、精神科医師に相談してみませんか。
なお、相談には事前に予約が必要です。下記までご連絡願います。

●とき

7月6日(水)
午後1時30分～4時

●ところ

七ヶ浜町母子健康センター

*お問い合わせは、健康増進課 保健指導係まで
☎7448

日本脳炎予防接種

この度、法律の改正により、平成17年度から平成21年度の間に日本脳炎予防接種第1期の機会を逃した4歳以上20歳未満の方に対し、定期予防接種ができることとなりました。

接種を希望される方は、個人票並びに予防票を発行しますので、健康増進課へご連絡願います。

*お問い合わせは、健康増進課 保健指導係まで
☎7448



自衛官募集

●募集種目

自衛官候補生・一般曹候補生・航空学生・看護学生・防衛大学校学生・防衛医科大学校学生

●応募資格

募集種目により応募資格(年齢)等がありますので問い合わせてください。



●受付期間

自衛官候補生・一般曹候補生・航空学生
8月1日(月)～9月9日(土)

看護学生・防衛大学校学生・防衛医科大学校学生
9月5日(月)～9月30日(土)

●試験期日

募集種目により試験日が違いますので問い合わせてください。

*お問い合わせは、

自衛隊宮城地方協力本部

・仙台駅東口案内所 ☎5559
午前11時～午後7時

(休日なく説明等をしてあります)

・仙台募集案内所 ☎5001
午前10時～午後7時

(土日、祝日を除き説明等をしてあります)

入国警備官採用試験

●受験資格

昭和63年4月2日～平成6年4月1日生まれの方

●受付期間

インターネット

7月19日(火)～26日(火)

・郵送または持参

7月19日(火)～8月2日(火)

●第1次試験 9月25日(日)

●第1次合格発表 10月12日(水)

●第2次試験

10月18日(火)、19日(水)

●最終合格発表 11月15日(火)

*お問い合わせは、仙台入国管理局総務課まで
☎6076

七ヶ浜町職員(初級・行政)募集

平成24年4月1日採用予定の七ヶ浜町職員を次のとおり募集します。

- 試験区分・職種 初級・行政
- 募集人員 1名
- 職務内容 一般行政事務に従事します。
- 受験資格 昭和61年4月2日以降に生まれた者で、高等学校卒業または卒業見込みの者
- 第1次試験日 9月18日(日)
- 第1次試験会場 募集要項で確認してください。
- 申込受付 8月16日(火)午後5時まで総務課総務係へ
- 申込書の請求

受験申込書は総務課にあります。郵便で請求する場合は、封筒の表に「職員採用統一試験受験申込書請求」と朱書きし、宛先を明記の上、120円切手を貼った返信用封筒(A4サイズが入る大きさ)を必ず同封してください。



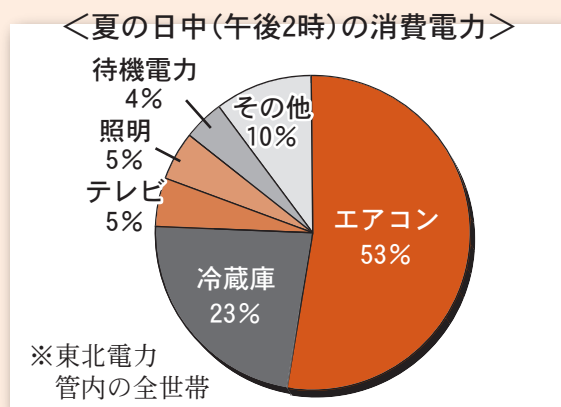
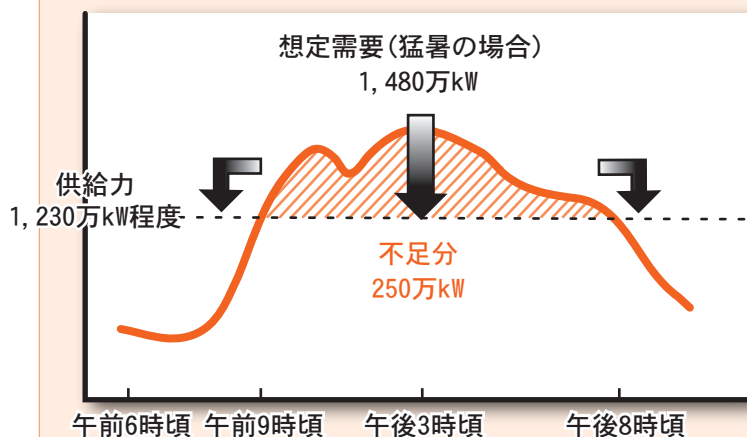
*お問い合わせは、総務課まで ☎357-7436

東北電力からの 節電へのご協力のお願い

このたびの東日本大震災でお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被害を受けられた皆さまに心からお見舞い申し上げます。

弊社では、東日本大震災で被災した発電所の復旧と供給力の確保に全力で取り組んでおります。今夏に向けて1,230万kW程度の供給力が確保できる見通しですが、昨年のような猛暑となった場合には、最大で1,480万kWの需要が想定され、この場合250万kWの供給力不足が生じます。(下図参照)

また、夏期平日の日中(午前9時～午後8時)は常態的に供給力を需要が上回る状態(供給力不足)となる恐れがあります。こうした状況を回避するため、節電および平日の日中以外への電力使用の移行にご協力をお願いいたします。(東北電力管内の電気使用状況 <http://setsuden.tohoku-epco.co.jp/graph.html>)



ご家庭での節電対策(例)

- ・ エアコンの設定温度を変える
- ・ 扇風機を使用する
- ・ 気温にあわせ、厚着や薄着をする

- ・ 最小限の食糧のみ冷やす
- ・ 無駄な開閉を減らす
- ・ 設定を強から中にする

- ・ 必要なとき以外は消す
- ・ 省エネモードに設定する
- ・ 主電源を切る

休日の救急歯科 受付/午前9時～午後3時

7/3 あいざわ歯科クリニック	利府町利府字新屋田前22	☎ 767-5650
10 松原 歯科 医院	塩釜市北浜4-5-12	☎ 365-0001
17 皆川 歯 科 医院	塩釜市本町8-2	☎ 366-2385
18 はぎわら歯科医院	多賀城市町前三丁目1-17	☎ 366-6400
24 おおしる歯科クリニック	多賀城市大代1-1-38	☎ 362-2822
31 すがや台歯科医院	利府町菅谷台3丁目7-1	☎ 767-6480
8/7 目黒 歯 科 医院	塩釜市宮町1-9	☎ 362-0633

6月1日現在の人口(前月比)

世帯数	6,494 (-22)	転入	53
男	10,177 (-54)	転出	149
女	10,312 (-65)	出生	7
計	20,489 (-119)	死亡	30

町の面積 13.27 km²

町木 クロマツ 町花 ハマギク

姉妹都市 アメリカ・マサチューセッツ州プリマス

皆さま方のご支援 心より感謝申し上げます

現在までに、全国各地からたくさんの救援物資や義援金が届いております。心より感謝申し上げます。※今月号では、義援金についてご紹介いたします。救援物資や一般寄附金については、8月号でご紹介いたします。

義援金 5月31日現在 敬称略・順不同

【義援金】宮城豊彦、栗原市消防団、山口昌幸、小柳津真由美、サトウスグル、ヨシダハマシュツシンス、カワジミキノリ、サカイダイスケ、垂見健吾、カマタフミヒコ、オノムラトモエ、ホシノコガクダン、ヤマダカツトシ、ヒロセヒデタカ、ビッカートモコ、スギハラミチコ、ガンバレシチガハマ、ホシノコガクダントウキ、マツザキテツペイ、サイトウシゲコ、スズキユカリ、スガノトシエ、イトウトキエ、カンナギ、マツムラエミ、ニイジマタカユキ、ウキシオヨシコ、財団法人山梨法人会甲州支部、サトウシホ、アベルマンエツコ、アイザワヒロコ、ハサタニアキ、カトウユキミ、ゴトウヤスヨ、ニイゼキルミ、セトケンイチ、コバヤシアキフミ、フナハシタクヤ、ミウラミエコ、サトウユウイチ、ミネメグミ、(株)エスケイエンジニアリング、ホシガクカシワオカノフサ、ケンリツシカクシエンガツ、クワガキヨウスケ、ツチダナオキ、タカハシミチコ、ゴトウモトコ、トクモトアズサ、ホシガクヨコハマカツダ、ザイ、ミヤギケンタイカ、タニマサユキ、アラカワヒサシ、ナガヤシンジ、星正作・ひとみ、鈴木里美、クラマタキヨカズ、エグチアヤコ、タケシエリナ、弁護士清藤恭雄、道路企画工業、スズキイクオ、カワムラアミ、ホシガクヨコハマ、マエカワミネチカ、カンノアユミ、オオニシナオミ、(株)イチジンシヤ、イケダジュンコ、ホシガクトウキョウソウフ、スズキヨウコ、サイタマケンキタアダチグンイナマチヤクバヒサキタ、サイタマケンキタアダチグンイナマチヤクバモリタ、ワタナベヒサユキ、ノガキサヨ、佐藤栄一郎、香川県木田郡三木町議会平成19年度広報編集委員一同、(有)TSA伊藤和彦、東近江市愛東コミュニティセンター(募金活動)、(株)おがわ保険サービス代表取締役小川純一、佐藤泰信、オオオカタクミ、ノグチキョウイチ、ニツタシンイチ、チバカトウカクコ、ホシガクトウキョウミトメ、ホシガクトウキョウマツイ、オオカワラタケミ、ユ、クリエイテプロマン、ニイダタケンミツケシチヨ、クリモトアキオ、ボーイスカウトさいたま第10団池上忠嗣、サトウサツキ、フジサワケイコ、イシマルミオリ、ミヤタカズタカ、ミウラヨシジュ、タケシ ヒロタカ、ワクイヨシト、ソーレンマツシユージョン、日本共産党中央委員会、フロナカユカリ、モリナオユキ、タカハシヨシユキ、ササキイサオ、サトウタカユキ、キノシタヒデカズ、スズキミサコ、北海道有珠郡壮瞥町長山中漠、サヤマアツシ、イシイマコト、デジサボミヤギ、オオバモリユキ、サトウヒロミ、キタノヒロミ、マツオカタカコ、ドイタクヤ、ツカダヨシコ、オクヤマタケシ、茅野清次・タキ子、三浦英樹、西岡幸一、高木由紀子、荒川和美、トヨダコウジ、ハタナカ、江口アヤコ、アユカワンズオ、為西昌夫、ホリタキト、ナギサマ、ワタナベナオココスゲ、ホシガクメグロモリヨウ、ワタナベヒサユキ、フクダシンノスケ、ムラカミセイジ、アカバネケイジ、島哲郎、テラオカフアシリテイーズ、カワバタツバサ、アリジイコ、ウラソエシトウヤマジチカ、エノモトアツコ、アベノリコ、オノムラトモエ、ホリイチズル、ナカガワススム、ホシガクシエンオンガク、シノヅカヤスマサ、アサノヨウコ、スズキリエ、スズキユウスケ、シマミエコ、カナザワタツオ、ミヤタアキヨ、サトウナツミ、ナカニシヨウスケ、我妻志織、七ヶ浜出身広島ヤゲンポリトントントウ、NPOセスクジムキヨク、イナセイジ、ヤノカズヤ、ニホンデンシケイサンキ(株)トウホクシテン、オオオカヤマキタグチシヨ、スガノイサム、タカハシヤスオ、モトヤマコウジサイコアサ、ナカジマヤスオ、ハヤシマナミ、カワカミノリミチ、ホシガクフクオカホンダ、アユカワカズオ、三橋和子、星陽建設(株)、ワクイヨシト、サトウモトコ、ヤサキサクラ、タカハシヒロコ、ヤマグチミドリ、ヨシカワクニオ、ハセクラショウコ、サカキバラマサミ、自治労連北海道東北ブロック協議会、自治労連宮城県事務所、スズキフミエ、渋谷君美義、イシカワヒロユキ、タカハシジュンイチ、スズキセイサクショ、サトウコウイチ、ナカムラユキエ、七ヶ浜町社会福祉協議会、ホソヤマダジュンコ、サトウヒロシ・エイコ、ナカガワススム、オノデラシロウ、(株)ジェイエスピー、(株)プロメディア、タニマサミ、サトウコウイチロウ、フクヅミクリニク、イトウヨシエ、アキバカツオ、ダムハツデンカンケイ、ヨコハマシイタミ、ワダノブヒロ、スズキミサコ、タナカフミコ、タグチオサム、シノヒデアキ、ウラタハヤト、スワキヒロミ、ホシノコガクダクマモ、ウエノヒデマサ、台湾崇礼文教基金会東京分会、渡辺政巳、日本スポーツターフ、早坂勝美、オザワケンタロウ、オザワリエコ、チリタエコ、輪島市、ネギシリエコ、大場博朗、汐見台健康麻雀クラブ代表梅津尚武、タムラマサカズ、ケンジホソカワ、カワムラケンジロウ、サイトウヒロコ、イチハラ6ダンカブスカ、ササキエイ、ホシガクシャクハチヤマカ、アマノヨシノリ、サイトウアキコ、ミズホタカギホカ、河北新報社、クドウキョウゾウ、ミヤヤマヒロシ、スズキタカシ、キクチモトキ、ヨネシマセイキチ、サコダリョウスケ、イイダカコウヘイ、(株)フィルトン、ヤマダミツオ、トウミヨウインタカダトモ、池田裕子、タカハシリョウヘイ、山田みか、七ヶ浜町手つなぐ親の会、ミズタアツコ、ミウラヨウコ、幸福実現党、(株)クークート、佐藤壮一、養松院住職、ウラタハヤト、コエダマサト、シロイシスマイルプロジ、ガイコクソウキン、ホシガクカシワナルシマ、鷲見一行、鷹木恵子、岡安幸治、新日本婦人の会宮城県本部、ゴミマサタダ、全日本民主医療機関連合会、西豊地区振興会会計担当奥西誠、ホシガクキネンオンガク、(株)アニプレックス、(株)ニホンカンキョウコウカ、若松十一丁目自治会、オサナイユキマサ、マルコウワガツマショウテン、ワタナベヒサユキ、(有)エバーフレッシュ研究所堀内幹夫、愛知県岡崎市長柴田紘一、アイハラタカコ、ハシダアキヨシ、ウチヤマナオヤ、シラトリタカシ、(シュウ)ムト、マツダヒロシ、東北スノーボード協会、土川健雄、イトウトシカツ、栃木いこいの泉チャーチ、サナダアサコ、シブヤアキヒロ、アラキダヨウイチ、(株)木村鋳造所代表取締役社長木村寿利、木村鋳造労働組合、有機野菜イタリアンHACHI、ムラカミアキラ、イナヅマナオミ、ミヤギケンリツカクシエ、小樽みなとライオンズクラブ会長宮田康路、ヤマグチマサユキ、畠山和純、石川光次郎、佐藤光樹、中島源陽、中山耕一、皆川章太郎、小林正一、柏佑整、千葉達、今野隆吉、伊藤和博、小野寺初正、石橋信勝、遠藤いく子、横田有史、ナゴクヨウコ、小笠原典子、小野寺喜晴、マツムラミワ、モリヤアキフミ、ハナヤマシンサイフッコウ、イトウトシカツ、オオサワユミコ、モリタレイノスケ、イトウヒロコ、浦安小中学校、カタギリヒロアキ、フクヅミクリニクイイン、オオハシチサト、ムラヤマシンイチ、(株)ぎょうせい、ハヤシケイコ、タナカフミコ、アンドウヤスタカ、ヤナギハラカズヤ、アオキイクコ、ASTRAL、ライオンズクラブ国際協会東京練馬西ライオンズクラブ会長芹沢一二三、ハヤサカレイコ、ツノヅカマサヤス、サカキバラヒロミ、シングルス、ゲンコツオシヨウ

※その他匿名希望者多数

※記載漏れやお名前に間違いがありましたら、ご容赦くださいますようお願い申し上げます。